

令和8年3月 2日 開会

令和8年3月13日 閉会

# 令和8年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

3月2日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第2号について（提案説明・採決）	9
議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）	10
議第4号について（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第5号について（提案説明・質疑・委員会付託）	13
議第6号について（提案説明・質疑・委員会付託）	15
議第7号について（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第8号について（提案説明・質疑・委員会付託）	19
議第9号について（提案説明・質疑・委員会付託）	20
議第10号について（提案説明・質疑・委員会付託）	23
議第11号について（提案説明・質疑・委員会付託）	25
議第12号について（提案説明・質疑・委員会付託）	26
議第13号について（提案説明・質疑・委員会付託）	38
議第14号について（提案説明・質疑・委員会付託）	40
議第15号について（提案説明・質疑・委員会付託）	41
議第16号から議第23号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	42
議第24号について（提案説明・質疑・委員会付託）	57
散会	58
会議録署名議員	59

3月13日（金）

議事日程	6 1
議長及び出席議員	6 2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	6 2
職務のために出席した者	6 2
開議	6 3
会議録署名者決定	6 3
一般質問	6 3
3番 西松幸子議員	6 3
7番 石原英一議員	6 6
4番 傍嶋邦博議員	6 9
1番 栗原宏行議員	7 5
6番 渡邊裕光議員	8 2
特別委員会報告	8 4
議会改革特別委員会	8 4
常任委員会報告	8 4
民生文教常任委員会	8 4
総務産建常任委員会	8 5
議第4号について（討論・採決）	8 6
議第5号について（討論・採決）	8 6
議第6号について（討論・採決）	8 7
議第7号について（討論・採決）	8 7
議第8号について（討論・採決）	8 7
議第9号について（討論・採決）	8 8
議第10号について（討論・採決）	8 8
議第11号について（討論・採決）	8 8
議第12号について（討論・採決）	8 9
議第13号について（討論・採決）	8 9
議第14号について（討論・採決）	8 9
議第15号について（討論・採決）	8 9
議第16号について（討論・採決）	9 0

議第17号について（討論・採決）	9 0
議第18号について（討論・採決）	9 0
議第19号について（討論・採決）	9 1
議第20号について（討論・採決）	9 1
議第21号について（討論・採決）	9 1
議第22号について（討論・採決）	9 1
議第23号について（討論・採決）	9 2
議第24号について（討論・採決）	9 2
議第25号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 2
閉会	9 4
会議録署名議員	9 5

令和8年3月2日（第1日）

議 事 日 程 (令和8年3月2日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
- 専第1号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第8号)
  - 専第2号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)
  - 専第3号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第10号)
  - 専第4号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第4 議第2号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第5 議第3号 工事請負契約の変更について
- 日程第6 議第4号 安八町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第14 議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第15 議第13号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議第14号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第15号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第19 議第17号 令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議第18号 令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第21 議第19号 令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算  
 日程第22 議第20号 令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計予算  
 日程第23 議第21号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算  
 日程第24 議第22号 令和8年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算  
 日程第25 議第23号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて  
 日程第26 議第24号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 岡田立	副町長 山田恭
教育長 棚橋剛	会計管理者 坂和由
総務課長 河合一	税務課長 堀迫秀紀
生活環境課長 定益直子	福祉課長兼安八温泉所長 山田靖
こども家庭課長 田中弓	まちづくり推進課長 大平共美
農政課長 松岡政司	教育課長兼ハートピア安八館長 梅村明広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 渡邊茂且	書記 川添順子
書記 宇佐見かおる	

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまより令和8年第1回安八町議会定例会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名させていただきます。

本日の会議録署名者は10番 山中美恵子さん、1番 栗原宏行君にお願いいたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの12日間に決定することにしました。

---

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は令和8年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用の中御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は寒波襲来で積雪を伴う日もありましたが、暖かさの到来も早く、白梅園の梅も順調に開花を進め、毎日大変多くの来場者をお迎えしております。昨日も園遊会としていろいろなイベントを企画したところ、好天にも恵まれ、5,000人を超える来場者があり、その多さに少々驚いているとともに、課題もいろいろ多く見つかりました。いずれにしましても、皆さんに安八町のよいところを紹介できたと思っていますので、また来年に向け課題整理などを行い、よりよき名所、イベントとなるよう努力してまいります。

さて、本日から開会されます3月議会は、新年度予算審議が中心の議会となります。現在、国においても新年度予算の審議が行われているところですが、地方自治体に影響のない形で年度内成立、早期成立を強く希望するものです。

また今後、消費税減税の議論もされていくわけですが、消費税は年金、医療、介護、子育てといった社会保障費の安定財源として大変な重要な役割を担っている点から見て、地方へ与える影響などをどのように保障してもらえるか注視していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それでは、本定例会に御提案申し上げます案件は、令和8年度一般会計・特別会計予算、専決事項、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など、合わせて24議案になります。

それぞれの案件、提案説明につきましては、副町長、担当課長より説明申し上げますので、何とぞ御十分に審議いただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

---

議長 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

専決処分の承認は4件ございますが、4件を1議案として説明させていただきます、その後に質疑を行います。

提案説明を求めます。

こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

3ページをお願いいたします。

専第1号について説明申し上げます。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,652万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億8,522万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月14日専決、安八郡安八町長。

物価高子育て応援手当給付事業が昨年11月に総合経済対策の一環として閣議決定され、12月、国の補正予算の成立後、可能な限り速やかに支給を開始するための緊急性を要する事業であったため、必要な予算について専決処分をさせていただきました。

それでは、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

歳入歳出いずれも補正前の額74億3,870万2,000円に4,652万6,000円を増額し、総額を74億8,522万8,000円とするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入、単位は1,000円でございます。

国庫支出金は特定財源ですので、歳出にて御説明させていただきます。

下段の歳出、款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額増額の4,652万6,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金4,652万6,000円は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金4,500万円、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金152万6,000円です。

節の職員手当等から委託料までは、支給事務に係る事務経費、負担金、補助及び交付金の4,500万円は、1人2万円、2,250人分の手当金です。

議 長 総務課長 河合一君。

総務課長 7ページをお願いいたします。

専第2号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,272万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月16日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額74億8,522万8,000円にそれぞれ3,750万円を追加し、75億2,272万8,000円とするものでございます。

裏面の10ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

中段の款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,250万円につきましては、今回の補正に伴う財源調整のため、基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額1,250万円。

節区分、役務費から使用料及び賃借料まで、ふるさと寄附金に伴う返礼品の送料、発送業務委託、決済手数料及び寄附金の収納システム使用料などの経費でございます。

目の基金費、補正額2,500万円。財源内訳、特定財源、その他、寄附金2,500万円は、個人からのふるさと寄附金でございます。

積立金の2,500万円は、ふるさと基金への積立金でございます。

個人からのふるさと寄附金の受入額が今年度当初予算額を超えたため、1月から3月までの寄附額を2,500万円と見込み歳入を追加したもので、歳出予算においては、ふるさと基金への寄附額と同額の2,500万円を積み立てるとともに、寄附額の2分の1の額1,250万円を返礼品の送料、発送業務委託等の必要経費を補正したもので、それぞれ経費の支払い期限が定められてい

るため、専決処分により補正をしたものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

専第3号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ852万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,125万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、13ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。以下、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額75億2,272万8,000円にそれぞれ852万7,000円を追加し、75億3,125万5,000円とするものでございます。

裏面の14ページをお願いいたします。

2の歳入につきましては特定財源ですので、歳出で御説明申し上げます。

3の歳出でございます。

款、総務費、項、選挙費、目の衆議院議員選挙費、補正額852万7,000円。財源内訳、特定財源、国県支出金の県支出金852万7,000円、衆議院議員選挙費委託金でございます。

節区分の報酬から備品購入費まで、過日行われました衆議院議員解散総選挙に必要な立会人報酬、職員人件費、入場券作成やこちらの郵送費、電算処理委託業務やポスター掲示場の設置工事など、必要な経費を専決処分により補正したものでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

専第4号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億209万円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,334万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月12日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、17ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。以下、単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額75億3,125万5,000円にそれぞれ1億209万円を追加し、76億3,334万5,000円とするものでございます。

裏面、18ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

最下段の款、繰入金、項、基金繰入金、目の財政調整基金繰入金、補正額2,111万1,000円につきましては、今回の補正に伴う財源調整のため、基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、19ページでございます。

3の歳出でございます。

最初に、総務課分につきましては御説明申し上げます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額8,229万円。財源内訳、特定財源、国県支出金の国庫支出金7,250万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

節区分の報酬から負担金、補助及び交付金まで、生活者物価高騰対策支援事業に係る人件費、商品券の印刷代や発送経費、取扱事業所への商品券換金代金でございます。

本事業は、国の交付金を活用いたしまして町内で利用できる商品券を町民1人当たり5,000円を配布するものでございます。国の意向に沿い、商品券の印刷や発送業務の委託、取扱事業所の募集など、住民生活の支援を速やかに実施していきたいため、専決処分により補正をしたものでございます。

議長 生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 続きます、生活環境課分について御説明いたします。

議案書の19ページ、そのままをお願いいたします。

下段の款、衛生費、項、保健衛生費、目、斎苑費、補正額1,980万円でございます。財源内訳として、その他、負担金847万9,000円は、輪之内町からの負担金でございます。

現在、火葬炉2基のうち1基において制御装置の故障が発生し、使用できない状況となっております。この影響により、これまで1日3回実施しておりました火葬業務が現在は1基のみでの対応となり、1日2回しか実施できない状況となっております。そのため、希望する日時に予約が取れない場合もございます。

火葬業務は町民の生活に不可欠な行政サービスであり、葬儀の円滑な実施に支障を来すことのないよう、早急に修繕工事を実施する必要がございましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上、4件の専決処分につきまして、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認いたしました。

---

議 長 日程第4、議第2号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、21ページをお願いいたします。

議第2号 教育委員の任命につき同意を求める件について朗読、説明申し



変更するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、契約金額「1億2,947万円」を「1億3,681万9,100円」に変更するものでございます。

本件につきましては、現在、高田建設株式会社が整備を進めております県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事（第3工区）において、中及び南條地内県道間アクセス道路と長良川右岸堤防道路、県道北方多度線と接続する南北への延伸、施工延長約560メートルの舗装工を中心とした工事でございます。河川管理者の国土交通省、県道管理者の岐阜県と関係機関との調整により、のり面工、交通安全施設工等の追加工事を施工したいため、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第6、議第4号 安八町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の25ページをお願いいたします。

議第4号につきまして御説明申し上げます。

安八町行政手続条例の一部を改正する条例制定について。

安八町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと

する。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による改正後の行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いいたします。

安八町行政手続条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

安八町行政手続条例新旧対照表でございます。

右の列が改正後となっております。

行政手続条例は、許認可や処分、行政指導及び届出に関するルールを定め、行政運営の公正と透明性を確保し、町民の権利と利益を保護するための条例でございます。

行政庁、役場が申請者に不利益処分をしようとする場合、意見陳述のための手続として聴聞をすることとなります。聴聞の日時や場所等を通知するとき、不利益処分の名宛人、相手方の所在が判明しない場合、改正前の条例では公示送達、いわゆる役場の掲示場へ掲示し、2週間経過後に相手方に到達したとみなすと規定しておりますが、今回、改正後の中ほどとなります第15条に第4項を加え、公示の方法による通知といたしまして、聴聞の日時や場所等を不特定多数の者が閲覧することができる状態、インターネットで閲覧できる状態にするとともに、従来の役場掲示場への掲示に加え、電子計算機の映像面、液晶ディスプレイやデジタルサイネージなどに表示したものを閲覧することができる状態に置く措置を加え、改正前と同様に、2週間経過後に相手方に到達したとみなす規定を加えます。

そのほか、この第4項を加えたことにより、引用箇所の項を繰り上げるほか、所要の改正を行うものでございます。

議案書のほうへお戻りいただきまして、27ページの最下部をお願いいたします。

附則でございます。

第1項、この条例は、改正後の行政手続法が施行される令和8年5月21日から施行するものでございます。

裏面の28ページでは、第2項として、経過措置を規定するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第7、議第5号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第5号につきまして御説明申し上げます。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、初任給調整手当及び通勤手当の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例。

以下は改正本文でございます。

今回、関係する3つの条例の一部改正をいたします。

第1条では、安八町職員の給与に関する条例。

32ページの中ほどから下の第2条では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

33ページの第3条では、安八町職員の定年等に関する条例でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例新旧対照表でございます。

右の列が改正後となっております。

第1条関係、安八町職員の給与に関する条例の一部改正は、第2条において、従来の初任給調整手当を第1種初任給調整手当と第2種初任給調整手当を区分いたします。

中ほどの第9条の2は、医師や歯科医師、医学や歯学に専門的知識を有する職員を採用した場合、高度な専門職の確保対策と民間との給与格差を是正するため、一定期間初任給に上乗せする手当、「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改めをいたします。

裏面の4ページでは、第9条の3を新設し、理工系など特殊な専門的知識を有する職員を採用した場合、第9条の2と同様に高度な専門職の確保対策と民間との給与格差を是正するため、一定期間初任給に上乗せをする手当、第2種初任給調整手当について規定をいたします。

5ページとなります。

第11条の3は、通勤手当を規定しております。

裏面の6ページをお願いいたします。

民間事業所の多数が従業員の駐車場等の料金の自己負担を軽減していることに鑑み、通勤手当における公務員と民間との格差の是正を図るため第5項を新設し、第1号において駐車場等に係る通勤手当として、1か月当たり5,000円を上限に支給することを規定いたします。

そのほか、今回の一部改正に伴い、関連する箇所の条項を繰り上げるほか、所要の改正をするものでございます。

7ページをお願いいたします。

中ほどの第2条関係、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例では、第1条と同様に初任給調整手当について改正し、裏面、8ページとなります。第3条関係の安八町職員の定年等に関する条例につきましても、引用する条項を改めるものでございます。

議案書のほうにお戻りをいただきまして、33ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第8、議第6号 安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

農政課長 松岡政司君。

農政課長 議案書35ページをお願いいたします。

議第6号につきまして御説明申し上げます。

安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例制定について。

安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町ふるさと農村活性化対策基金は、農業の多面的機能を保全する地域住民活動を支援し地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、平成6年3月に設置されました。

平成19年に農地・水保全管理支払交付金、平成26年からは多面的機能支払交付金が創設され、地域住民活動に対する支援が充実し、本基金の果たす役割は終えたものと考えられるため、本条例を廃止するものであります。

1枚はねていただきまして、37ページをお願いいたします。

安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例。

安八町ふるさと農村活性化対策基金条例（平成6年安八町条例第4号）は、廃止する。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議 長 日程第9、議第7号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀迫秀紀君。

税務課長 それでは、議案書の39ページをお願いいたします。

議第7号につきまして御説明申し上げます。

議第7号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法（昭和25年法律第226号）との条文構造並びに整合性を保つため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、41ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

安八町税条例新旧対照表（本則関係）、右の列が改正後になります。

初めに、今回議案資料として御提出させていただきました安八町税条例新旧対照表（本則関係）につきましては、9ページから132ページにわたり非常に多いページ数の資料となっております。このことにつきまして、今回の改正は本則152条と昭和45年の制定以降、90回を超える一部改正のたびに設けられました附則とで構成されています安八町税条例、以下税条例とさせていただきます、この税条例全体を対象としているためでございます。

それでは、9ページ上段、目次。

こちらでは、目次での条番号の表記につきまして。

次に、同ページ中段、第1条から14ページ下段までの第22条にかけましては、通則と賦課徴収に係る規定につきまして。

次に、同ページ下段、第23条から79ページ上段まで、第140条の7にかけましては、普通税の区分であります町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税に係る規定につきまして。

次に、同ページ上段、第141条から80ページ中段までの第151条にかけましては、目的税の区分であります入湯税に係る規定につきまして。

次に、同ページ下段、附則、第2条の2から128ページ中段までの別表（第34条の7関係）にかけましては、附則と別表に係る規定につきまして。

地方税法の条文構造を保つため、現行の税条例での条番号を法律の施行や適用に関する具体的な規定でもあり、毎年度の税制改正に伴い、専決処分に

よる改正のために総務省から発出されます市町村税条例の例、以下準則とさせていただきます、この準則の条番号に合致させ、その上で過去に改正されました法令等に対応する語句の点検結果に基づき、所要の改正を行うものでございます。

また、同ページ中段から129ページ上段にかけて、中部圏都市開発区域の指定に伴う安八町固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）。

次に、同ページ中段の樽見鉄道株式会社に係る安八町固定資産税の特例に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）。

次に、同ページ下段から130ページ中段にかけて、安八町税条例の一部を改正する条例（令和6年安八町条例第1号）新旧対照表（附則第4項関係）。

次に、同ページ下段から132ページにかけて、安八町税条例の一部を改正する条例（令和7年安八町条例第17号）新旧対照表（附則第5号関係）につきましては、本改正に伴い、引用先での条文中の条番号の改正を行うものです。

なお、安八町税条例の一部を改正する条例（令和6年安八町条例第1号）と（令和7年安八町条例第17号）につきましては、改正条例の附則により、現時点で未施行となっているものになります。

議案書の181ページにお戻りいただき、中段になります。

附則を御覧願います。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第7号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議 長 日程第10、議第8号 安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の185ページをお願いいたします。

議第8号につきまして御説明申し上げます。

議第8号 安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例制定について。

安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町重度心身障害者福祉年金は、重度心身障害者及び重度心身障害児（以下「障害者」という。）に対し、障害者の福祉の増進を図ることを目的に、昭和51年4月より本条例に基づき支給してまいりました。

しかしながら、国や県における障害者福祉に関わる法整備や制度改正によります障害者の支援制度の拡充を受け、障害者福祉サービスの利用者が年々増加し、障害者御本人及び御家族の負担も軽減されてまいりました。

そこで、本年金制度もその役割を十分果たしたと考えられることから、本条例を廃止するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例。

安八町重度心身障害者福祉年金条例（昭和51年安八町条例第1号）は、廃止する。

次に、附則となります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第11、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 議案書189ページをお開きください。

それでは、議第9号につきまして御説明申し上げます。

議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案といたしまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただき、191ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

今回の改正は3点ございます。

1点目は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることから、子ども・子育て支援納付金を医療保険料と併せて徴収するため、所要の改正を行うも

のでございます。

子ども・子育て支援金制度とは、こどもの未来戦略に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な支援を行うための安定した財源を確保するために創設された制度で、医療保険の加入者や事業主を含め、社会全体で子育てを支えるため、医療保険料と併せて所得に応じ拠出を求める仕組みでございます。

また、改正点の2点目は、保険料のうち基礎賦課額限度額を現行の「66万円」から「67万円」に引き上げる改正。

3点目は、保険料賦課に係る低所得者の軽減判定所得基準を引き上げる改正でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料133ページを御覧ください。

安八町国民健康保険条例新旧対照表でございます。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

主なものを御説明させていただきます。

初めに、第9条の2は、保険料の賦課額について、これまでの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分の合計に新たに子ども・子育て支援納付金分が追加されたことに伴い、各号において規定するよう定めるものでございます。

第9条の3でございます。基礎賦課総額について定めたものでございます。

1枚はねていただきまして、134ページ中段、第1号イでございますが、基礎賦課総額の算定基準に子ども・子育て支援納付金を追加するものでございます。

最下段、カの規定中、135ページの上段と中段の第2号イにつきましても同様でございます。

下段、第13条の6は、保険料の基礎賦課限度額について、「66万円」から「67万円」に引き上げるものでございます。

1枚はねていただき、137ページ右側をお願いいたします。

第13条の12からは、子ども・子育て支援納付金賦課額等について定める規定を5条追加するものでございます。

まず、第13条の12は、子ども・子育て支援納付金賦課総額について定めるものでございます。

一番はねていただきまして、138ページ中段、第13条の13は、子ども・子育て支援納付金賦課額について定めるものでございます。

最下段、第13条の14は、子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定方法について定めるものでございます。

139ページ上段、第13条の15は、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を定めるものでございます。

1枚はねていただき、140ページ中段、第13条の16は、子ども・子育て支援納付金賦課限度額を定めるものでございます。

第16条は、国保加入者の異動があった場合に係る賦課額の算定について、子ども・子育て支援納付金が追加されたことによる規定の整備でございます。

1枚はねていただきまして、142ページ、第17条は、低所得者の保険料の減額規定でございます。

1枚はねていただき、144ページ中段、第1項第2号において、低所得者に対する保険料の軽減判定所得の基準について5割軽減の基準、145ページ中段、第3号中、2割軽減の基準について定めるものでございます。

最下段の第3項、1枚はねていただきまして、146ページ上段の第4項につきましては、読替規定でございます。

中段、新設の第5項は、子ども・子育て支援納付金賦課額の軽減判定所得の基準を定めるものでございます。

1枚はねていただきまして、右側149ページ下段の第17条の3は、未就学児の均等割額の減額について定めたものでございます。

1枚はねていただきまして、150ページ、新設の第4項及び第8項は、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る減額規定について追加するものでございます。

151ページをお願いいたします。

上段、第17条の4は、出産被保険者の保険料について定めたものでございます。

1枚はねていただきまして、152ページ上段、新設の第5項及び153ページ中段、新設の第10項は、子ども・子育て支援納付金賦課額について、減額規

定の追加をするものでございます。

下段、新設の第17条の5は、18歳未満被保険者、いわゆる高校生年代までの子供に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について定めるものでございます。

議案書199ページ、末尾へ戻っていただきまして、附則を御覧ください。

第1条においては、この条例の施行期日を令和8年4月1日と定め、第2条においては、経過措置について規定するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第9号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時15分まで、約10分休憩取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議 長 それでは、再開いたします。

---

議 長 日程第12、議第10号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の201ページをお願いいたします。

議第10号につきまして御説明申し上げます。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（令和8年政令第10号）の公布に伴い、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されるため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、203ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料末尾の155ページをお願いいたします。

安八町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表でございます。

右の列が改正後となります。

本条例は、消防団員等が消防従事中の事故などにより負傷や疾病、障害を負ったり死亡したりした場合の損害補償の基準を定める条例でございます。

第5条第2項第2号につきましては、消防作業従事者の補償基礎額を、中ほどとなります補償基礎額を「9,700円」から「1万円」に、最高額を「1万4,500円」から「1万5,000円」に引上げ改定をいたします。

左下となりますが、改正前の第3項第1号の配偶者を補償基礎額の加算対象から除外するとともに、改正後の第1号に規定する扶養親族たる22歳までの子や孫に係る補償基礎額の加算額を383円から433円に引き上げます。

裏面の156ページをお願いいたします。

第5条に係る別表は、非常勤消防団員に係る補償基礎額表でございますが、階級、勤務年数の区分に応じ、それぞれ単価を引き上げるものでございます。

なお、これらの基礎額の改定は、最近における社会経済情勢等を鑑み、引上げとなるものでございます。

議案書へお戻りをいただきまして、203ページの中ほどをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、施行期日として、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

また、第2項では、経過措置を規定するものでございます。  
以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっております議第10号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第13、議第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の205ページをお願いいたします。

議第11号につきまして御説明申し上げます。

議第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方は、議案書に記載のとおりでございます。

2. 事故の概要につきましては、令和7年8月12日午前11時8分頃、安八町森部山之神地内の見通しの悪い町道交差点において、本町会計年度任用職員が運転する塵芥車と相手方の乗用車が出会い頭に衝突し、双方の車両が損傷したものでございます。

3. 和解の概要につきましては、安八町は相手方に対し、本件事故に関する

る一切の損害賠償金として23万5,325円を支払い、本件事故に起因する後遺障害が今後相手方に発生した場合は、別途協議する。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第11号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第14、議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の207ページをお願いいたします。

議第12号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億8,254万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に

繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、209ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。以下、単位は1,000円でございます。

209ページから210ページが歳入、211ページが歳出でございます。

いずれも補正前の76億3,334万5,000円にそれぞれ2億4,920万2,000円を追加し、78億8,254万7,000円とするものでございます。

212ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

国の補正予算等に伴う事業の前倒し、緊急的な修繕工事に取りかかりたい案件など、繰越明許費に係る事業が今回12事業ございます。3列目の事業名ごとに御説明申し上げます。

1行目の事業名、生活者物価高騰対策支援事業8,229万円は、町民1人当たり5,000円分の商品券を配布する地域クーポン券事業。

2行目の地方創生事業150万円は、ロームカウチ氏のアート作品のアートなまちづくりパンフレット作成事業。

3行目のむすぶテラス周辺環境整備事業2,035万円は、北部公園再整備に係る準備工事費及び町のプロモーション動画の作成業務委託。

4行目の戸籍住民基本台帳事務経費212万9,000円、5行目の戸籍電算化経費184万8,000円は、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための各種システムの改修経費。

6行目の物価高対応子育て応援手当支給事業521万円は、年度末に申請があったものに対する子供1人当たり2万円の来年度支給額。

7行目の斎苑施設管理経費1,980万円は、やすらぎ苑火炉1基の修繕工事費。

8行目の土地改良施設維持管理経費1,516万2,000円は、森部排水機場の電気設備改修工事費。

9行目の道路維持経費6,000万円は、中須地内ふるさと農道ほか2路線の舗装工事費。

10行目の道路新設改良事業6,400万円は、牧地内の道路改良工事及び北今ヶ淵、大明神地内の道路改良工事費と測量業務委託費。

11行目の都市計画整備道路改良事業3億2,000万円は、安八スマートインターチェンジ工業団地造成に伴う導水路整備工事費。

最下段の小学校施設整備経費2億4,067万8,000円は、3小学校の屋内運動場、体育館の空調設備整備事業でございます。

いずれの事業におきましても、地元や関係機関との協議、材料や機器の調達に時間を要すること、また事務手続上の要因など、年度内の事業完了が見込めないため、次年度に繰越しをお願いするものでございます。

続いて、213ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

補正前と補正後の起債の方法、償還の方法については変更ございませんが、利率につきましては、昨今の長期金利の上昇に伴い借入利率も上昇しているため、来年度に繰越しを予定している事業の借入れにつきましては、現行の3%以内を5%以内に改めをいたします。

続きまして、補正後の1行目でございます。

一般補助施設整備等事業債580万円は、補正予算（第6号）によるむすぶテラス周辺環境整備事業に伴う起債ですが、繰越しを予定しているため、借入利率を3%から5%へ変更するものでございます。

2行目の一般単独事業債、牧地区圃場整備に係る起債と、5行目の緊急防災・減災事業債、総合体育館空調設備事業に係る設計業務に係る起債の発行を取りやめます。

3行目の公共事業等債は2,880万円を追加発行し、4行目の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を1億4,940万円新たに発行し、起債の限度額総額を2億8,210万円とするもので、今回の補正に伴う牧地区圃場整備事業や道路改良工事、また舗装工事、3小学校の屋内運動場の空調設備事業に当たり、より有利で有効な起債を充て、事業実施のため追加発行をお願いするものでございます。

続きまして、214ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

総務課分について御説明いたします。

最上段の款項目とも地方交付税、補正額1億2,073万3,000円につきましては、令和7年度分の普通交付税の再算定による額の確定に伴い、補正をお願いするものでございます。

ページが飛びまして、217ページ。

217ページの3段目となります。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、減額の1億4,377万2,000円につきましては、今回の補正による財源調整のため、基金の減額を行うものでございます。

1枚はねて、219ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

款の総務費、項の総務管理費、1行目の目、一般管理費、補正額126万円、うち総務課分といたしましては46万円でございます。財源内訳、特定財源、その他、諸収入23万6,000円は、損害保険会社からの補填金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金401万4,000円のうち、説明欄の地区行政執行経費22万4,000円は、西結五和野地区公民館の照明器具改修に係る町の補助金でございます。

節区分、補償、補填及び賠償金23万6,000円は、公用車と一般車両の衝突事故に係る損害賠償金でございます。

2行目の目、会計管理費、補正額、減額の60万円、節区分、役務費の手数料は、金融機関に対する振込手数料の不用額の減額でございます。

続きまして、3行目の目、情報管理費、補正額、減額の6,823万3,000円。財源内訳、特定財源、国県支出金の国庫支出金、減額の4,507万8,000円は、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

節区分、需用費から使用料及び賃借料まで、情報システムの標準化、共通化への移行が難航し、来年度に延伸することとなったため、不用額を減額するものでございます。

4行目の目、企画費、補正額、減額の71万6,000円、節区分、3行目の役務費224万4,000円につきましては、企業版ふるさと納税に伴う金融機関への決済手数料でございます。

行戻りまして、節区分1行目の報償費、需用費、1行飛びまして、委託料、

これらの減額、合計296万円につきましては、合併70周年記念事業に係る事業費の不用額を減額するものでございます。

最下段の目、基金費、補正額3,007万1,000円。財源内訳、特定財源、その他、寄附金1,020万円は、事業所2社様からの企業版ふるさと納税の寄附金、財産収入320万円は、基金に対する利息でございます。

節区分、積立金は、裏面の220ページにまたがりませんが、説明欄にあります各基金へ預金金利上昇に伴う利息分320万円をそれぞれ振り分けて積み立てるものでございます。

また、説明欄2行目にございます減債基金積立金へは、今回の補正に伴う財源調整のため、1,679万1,000円のうち1,667万1,000円を積み立て、220ページとなりますが、企業版ふるさと納税基金積立金へは1,021万5,000円のうち、事業所2社様からの寄附金1,020万円を積み立てるものでございます。

議長 生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 続きまして、生活環境課分について御説明いたします。

議案書219ページへお戻りください。

上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額126万円のうち、生活環境課分といたしまして、コミュニティバス運行経費に係る補正として80万円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金、減額の149万5,000円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）でございます。

節区分、委託料の業務委託は、交付金事業のデマンドバスに係るアンケート調査委託業務の見直しによる減額の299万円と、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金401万4,000円のうち、生活環境課分として、地域間幹線強化の民間バス路線に係る補助金の確定による379万円の補正でございます。

1枚はねていただきまして、220ページをお願いいたします。

中段、項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額、減額の263万1,000円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金181万9,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金333万7,000円とデジタル基盤改革支援補助金、減額の151万8,000円でございます。

戸籍住民基本台帳事務経費、戸籍電算化経費に係る補正として、管理委託の減額の30万円、業務委託36万9,000円、使用料及び賃借料、減額の270万円

でございます。こちらは、戸籍システム機器契約満了による更新作業の事業費確定による減額、国の補助事業の戸籍の附票に旧氏及び振り仮名を記載するためのシステム改修の増額、戸籍システム標準化移行業務の事業内容変更による減額の合計でございます。

続きまして、下段でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の1,563万8,000円のうち、生活環境課分といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金に係る補正として、減額の664万4,000円。財源内訳として、特定財源、国県支出金の国庫支出金、減額1,034万6,000円のうち、生活環境課分といたしまして、減額の135万2,000円は、保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金、産前産後保険料負担金、デジタル基盤改革支援補助金に係るものでございます。

また、県支出金、減額の412万3,000円は、保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金、産前産後保険料負担金に係るものでございます。

節区分、繰出金、補正額、減額の664万4,000円は、国民健康保険特別会計繰出金の保険基盤安定繰出金、未就学児均等割保険料繰出金、職員給与費等繰出金、産前産後保険料繰出金、財政安定化支援事業繰出金によるものでございます。

1枚はねていただきまして、222ページ上段をお願いいたします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、環境衛生費、補正額、減額の144万6,000円。財源内訳として、特定財源、県支出金、減額の144万6,000円は、太陽光発電設備等設置費補助金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の144万6,000円は、環境保全推進経費の太陽光発電設備等設置費補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、中段でございます。

項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の958万1,000円。財源内訳として、特定財源、県支出金、減額の1,860万円は、循環型社会形成推進交付金でございます。

節区分、需用費、消耗品費、補正額、減額の250万円は、ごみ減量化・リサイクル推進事業のごみ袋の入札差金でございます。

節区分、委託料、業務委託、減額の708万1,000円は、塵芥処理管理経費のごみ収集車の委託回数の減による減額の150万円と、最終処分場管理経費の生活環境影響調査業務の内容見直しによる減額の558万1,000円でございます。

以上、生活環境課分でございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書に戻っていただきまして、220ページ、下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の1,563万8,000円であります。財源内訳といたしまして、国県支出金の国庫支出金、減額の1,034万6,000円のうち、当課に関わるものとして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、減額の899万4,000円であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の95万円は、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業であります。

今年度、高齢者福祉施設等を運営する事業者、法人に対し、エネルギー価格等の高騰に対する支援を行うため、物価高騰対策支援金、1事業者当たり5万円を交付してまいりました。当該事業の完了に伴い、不用額を減額するものです。

次に、交付金、減額の804万4,000円は、低所得世帯価格高騰臨時対策支援事業であります。定額減税し切れないと見込まれる方に対する定額減税補足給付金事業の完了に伴い、不用額を減額するものです。

次に、目、福祉医療費、補正額、増額の40万円であります。財源内訳といたしまして、国県支出金の県支出金20万円は、補助率2分の1の県補助金、福祉医療費助成事業補助金であります。乳幼児医療費受給者の受診増に伴い、扶助費を増額するものです。

次に、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の1,226万円あります。

続きまして、221ページの財源内訳をお願いいたします。

国県支出金の国庫支出金613万円は、給付費の2分の1負担の国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金83万円と障害児入所給付費等負担金530万円あります。

次の県支出金306万5,000円は、給付費の4分の1負担の県負担金、障害者

自立支援給付費負担金であります。

各種障害者サービスを利用する方の増加に伴い、扶助費を増額するものです。

次に、目、介護保険費、補正額、減額の482万4,000円であります。財源内訳といたしまして、国県支出金の国庫支出金、減額の641万1,000円は、デジタル基盤改革支援補助金であります。安八郡広域連合の運営負担金において、システム標準化の移行期限が令和8年度中に延長したことで、システム標準化の業務換金等の減により、負担金を減額するものです。

次に、目、地域包括支援センター費、補正額、増額の35万5,000円であります。財源内訳といたしまして、その他の諸収入35万5,000円は、国保連からの地域包括支援センター介護報酬であります。介護予防プラン継続作成や新規作成件数の増加に伴い、委託料を増額するものであります。

次に、目、後期高齢者医療費、補正金、減額の71万6,000円であります。財源内訳といたしまして、国県支出金の国庫支出金、減額の71万6,000円は、先ほどのデジタル基盤の改革支援補助金と同様でございます。

節区分の繰出金の減額は、システム標準化の移行期限が令和8年度に延長したことにより、システム標準化の業務委託料の減によりまして、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

1枚はねていただきまして、222ページ、上段をお願いいたします。

保健センター分の補正予算を御説明させていただきます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の483万8,000円になります。

節区分、委託料の業務委託の減額は、ヒトパピローマウイルスやコロナワクチンの予防接種者数の減によるものであります。

次に、目、母子保健費、補正額、減額の149万7,000円であります。

節区分、委託料の業務委託の減額は、妊婦健康診査対象者数の減によるものです。

最後に、目、成人保健費、補正額、減額の393万8,000円であります。財源内訳といたしまして、その他の諸収入、減額の14万円はがん検診等個人負担金であります。

節区分、委託料の業務委託の減額は、各種がん検診受診者数の減によるも

のです。

議長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 続いて、こども家庭課分でございます。

議案書の221ページにお戻りください。下段です。

児童福祉費、児童福祉総務費、補正額、増額の117万4,000円。

子育て支援事業のうち、小・中学生、高校生世代の医療費が当初予算より上回る見込みとなりましたので、支払いに係る審査支払手数料、扶助費の増額補正をお願いするものです。

続いて、目、保育所費、増額の5万5,000円。

特定財源は、その他、寄附金で、こども家庭課への指定寄附金がありましたので、こども園保育経費のうち、需用費の消耗品費5万5,000円の補正をお願いするものです。なお、こども園で使う幼児用玩具の購入を予定しております。

以上、こども家庭課分となります。

議長 農政課長 松岡政司君。

農政課長 続きまして、農政課分、議案書222ページ、下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、減額の64万4,000円。

特定財源の国庫支出金、減額の7万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。

223ページ、上段の県支出金、減額の59万5,000円は、経営所得安定対策事務費補助金、減額の41万4,000円と、岐阜県元気な農業産地構造改革支援事業補助金、減額の18万1,000円でございます。

222ページのその他、諸収入2万7,000円につきましては、あんぱち環境保全広域組織からの返還金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の66万5,000円は、経営所得安定対策事業、元気な農業産地構造改革支援事業、農業者物価高騰対策支援事業の事業費の確定に伴い、減額を行うものでございます。

223ページ、節区分、償還金、利子及び割引料、補正額2万1,000円は、多面的機能支払交付金の交付対象面積の減少に伴い返還金が生じたので、増額補正をお願いするものでございます。

目、農地費、補正額73万4,000円。

特定財源の県支出金、減額の1,437万4,000円は、岐阜県農業経営高度化促進事業補助金、減額の1,400万円と岐阜県農村整備事業補助金、減額の37万4,000円でございます。地方債860万円は、一般単独事業債、減額の670万円と公共事業等債、増額の1,530万円でございます。その他、分担金870万5,000円は、牧土地改良区からの牧圃場整備分担金でございます。

節区分、工事請負費、減額の93万5,000円は、県単土地改良事業の各事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

負担金、補助及び交付金の負担金1,566万9,000円は、牧圃場整備事業に係る国の補正予算に伴い、町及び牧土地改良区の負担金の増額をお願いするものでございます。

交付金、減額の1,400万円は、岐阜県農業経営高度化促進事業費補助金の確定に伴い、減額するものでございます。

目、排水機費、補正額971万7,000円。

特定財源の県支出金32万6,000円は、岐阜県農業水利施設省エネ推進補助金でございます。排水機場の電気代高騰分に係る補助金の採択を受けたため、土地改良施設事務経費において財源内訳の変更をお願いするものでございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金971万7,000円は、南部排水機場で行っております県営湛水防除事業の令和7年度分の事業費確定に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

議長 まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 続きます、まちづくり推進課分でございます。

223ページ、最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、増額の6,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国庫支出金、増額の3,000万円は社会資本整備総合交付金、地方債増額の3,000万円は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。

節区分、工事請負費、増額の6,000万円は、道路維持経費として国の補正予算成立に伴い国庫補助事業の採択を受けましたので、舗装補修工事の事業費として増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、道路新設改良費、補正額、増額の3,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源の国庫支出金、増額の1,650万円は社会資本整備総合交付金、地方債、増額の1,350万円は公共事業等債でございます。

節区分、工事請負費、増額の3,000万円は、道路新設改良事業として国の補正予算成立に伴い国庫補助事業の採択を受けましたので、道路改良工事の事業費として増額補正をお願いするものでございます。

議長 教育課長兼ハートピア安八館長 梅村明広君。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会分でございます。

議案書は224ページをお願いいたします。

上段の表の款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額2億4,067万8,000円。財源内訳として、特定財源の国庫支出金1億2,093万6,000円は学校施設環境改善交付金、地方債1億1,940万円は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債です。

小学校施設整備経費といたしまして、節区分の需用費、消耗品費は、未整備工事に係る消耗品の購入費用、節部分の工事請負費は、町内3小学校の屋内運動場、体育館の空調設備等の整備工事を行うものでございます。

2段目の目、教育振興費、補正額、減額の200万円。

小学校要保護等就学援助経費といたしまして、節区分の扶助費は、対象児童の減少により補正をお願いするものでございます。

中段の表、項、中学校費、目、教育振興費、補正額、減額50万円。

中学校要保護等就学援助経費といたしまして、節区分の扶助費は、対象生徒の減少により補正をお願いするものでございます。

2段目の目、組合学校費、補正額、減額の500万円。

東安中学校組合負担金といたしまして、節区分の負担金、補助及び交付金、負担金は、令和7年度東安中学校組合負担金の精算に伴い、補正をお願いするものでございます。

下段の表の項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、減額の300万円。

ハートピア安八管理経費といたしまして、節区分の委託料、設計委託は、ハートピア安八の改修事業につきまして、事業計画の見直しにより補正をお願いするものでございます。

下側の225ページをお願いいたします。

項、保健体育費、目、保健体育総務費については、補正予算額の増減はございませんが、地域部活動推進経費の特定財源として、県支出金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金の462万1,000円の採択を受けましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

2段目の目、学校給食費、補正額、減額の170万円。財源内訳として、特定財源の国庫支出金、増額の102万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

給食センター管理経費といたしまして、節区分の需用費、光熱水費は、実績に基づき不用額を減額するものでございます。

3段目の目、保健体育施設費、補正額、減額の1,000万円。財源内訳として、地方債、減額の2,000万円は、緊急防災・減災事業債です。

総合体育館管理経費といたしまして、節区分の委託料、設計委託は、屋内運動場空調整備工事設計委託で、整備対象の変更及び請負差金による補正をお願いするものでございます。

以上、議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第12号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

ここで、ちょっと途中でございますが、お昼になりましたから、暫時休憩ということでさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議第13号から、午後1時半から再開ということにさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(午後0時02分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 それでは、再開いたします。

---

議長 日程第15、議第13号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案説明を求めます。

生活環境課長 定益直子さん。

生活環境課長 議案書227ページをお開きください。

それでは、議第13号につきまして御説明申し上げます。

議第13号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億121万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、229ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出でございます。

歳入歳出とも、合計として補正前の額14億219万7,000円、補正額、減額の98万5,000円、計14億121万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、230ページをお願いいたします。

特定財源につきましては歳出で御説明申し上げますので、一般財源のみ御説明いたします。

中段の表でございます。

款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金、補正額、減額の664万4,000円。

節区分、4の職員給与費等繰入金を除く1から7までの繰入金は、いずれ

も金額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、下段でございます。

項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額555万9,000円。

節区分、国保基金繰入金、補正額555万9,000円は、今回の補正に伴う財源調整によるものでございます。

下段の231ページをお願いいたします。

歳出内訳の表でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の173万3,000円。財源内訳として、特定財源、その他、繰入金、減額の173万3,000円は、職員給与費等繰入金でございます。

節区分、委託料、業務委託、減額の173万3,000円は、国保システム標準化に伴うシステム改修費でございますが、実施時期の延長により業務内容を見直したため、減額するものでございます。

続きまして、中段でございます。

款項ともに基金積立金、目、国民健康保険基金積立金、補正額10万円。財源内訳として、特定財源、その他、財産収入10万円は、国保基金の利子収入でございます。

節区分、積立金、補正額10万円は、基金運用に伴う利子収入を積み立てるもので、金利上昇により当初見込みを上回ったことによるものでございます。

続きまして、下段でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額64万8,000円。

節区分、償還金、利子及び割引料の償還金64万8,000円は、令和6年度分保険事業の額の確定に伴う県への償還金でございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第13号は、会期内の民生文教常任委員会

に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第16号、議第14号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長兼安八温泉所長 山田靖君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書の233ページをお願いいたします。

議第14号につきまして御説明申し上げます。

議第14号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ771万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,199万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円であります。

235ページの上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも補正前の額2億8,970万6,000円から771万6,000円を減額し、2億8,199万円とするものであります。

1枚はねていただきまして、236ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入の内訳であります。単位は1,000円であります。

全て特定財源のため、歳出にて御説明させていただきます。

237ページをお願いいたします。

3の歳出の内訳であります。単位は1,000円であります。

款、総務費、項目とも徴収費、補正額、減額の71万6,000円であります。財源内訳といたしまして、特定財源で、その他の繰入金、減額の71万6,000円は、事務費繰入金であります。

節区分、委託料の業務委託の減額は、徴収事務経費において、システム標準化の移行期限が令和8年度中に延長したことで、システム標準化の業務委託料の減になり、後期高齢者医療事務費分を減額するものであります。

次に、款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、減額の700万円であります。財源内訳といたしまして、保険料の後期高齢者医療保険料、減額の700万円で、特別徴収保険料の現年度分で減額の450万円、普通徴収保険料の現年度分で減額の250万円であります。

節区分、負担金、補助及び交付金の負担金の減額は、令和7年度の保険料賦課額の確定に伴い、当初予算に比べて減となり、県広域連合への納付金も減になるものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第14号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第17、議第15号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 239ページをお願いいたします。

議第15号につきまして御説明させていただきます。

議第15号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）第1条、令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）第2条、令和7年度安八郡安八町水道事業会計予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

補正前、起債の目的、配水管布設工事、利率の3.0%以内を、1枚はねていただきまして、240ページをお願いいたします。

補正後、起債の目的、配水管布設工事、利率を先ほどの一般会計補正予算（第12号）と同じく、昨今の長期金利の上昇に伴い5.0%以内にするものでございます。

限度額、起債の方法、償還の方法につきましては変更ございません。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第15号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

---

議 長 日程第18、議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算、日程第19、議第17号 令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第20、議第18号 令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議第19号 令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第22、議第20号 令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計予算、日程第23、議第21号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第24、議第22号 令和8年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算、日程第25、議第23

号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて、以上までの8議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号から議第23号までを一括議題とすることに決定し、これを議題とします。

事務局より、令和8年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町 長 それでは、令和8年度の予算の説明に入ります前に、新年度に臨む私の思いの一端と新年度予算の概要について説明を申し上げます。

令和7年度は、安八町合併70周年記念として、年間を通じ、町民参加の様々な行事を執り行いました。

特に、年末に開催した安八町音楽祭には町内外から200の方が合唱団へ参加いただき、また会場あふれるほどの来場者で盛り上がり、合併記念にふさわしい町民同士の絆、そして地域間交流の醸成を担った事業となりました。

議員各位、町職員、そして何よりも町民の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

令和8年度は、こうしたレガシーを引き継ぐとともに、さらなる町の発展を目指し、各種事業に取り組んでまいり所存でございます。

さて、町の一丁目一番地の事業として推進してきた企業誘致につきましては、現在、安八スマートインターチェンジ周辺で造成工事が進んでおり、この秋過ぎには企業へ引き渡し、建屋建設に移っていく予定でございます。

また、三洋電機跡地には大型物流倉庫の姿も見え始め、明るい未来の兆しが形となってきたところでございます。

しかしながら、我が町も企業立地奨励金制度を設けており、事業所完成より3年間は、固定資産税相当額を奨励金として補助することとなります。

加えて、国では、固定資産税が増収になったと判断をされ、地方交付税が減少し、大変厳しい財政状況になると考えられます。

しかし、いつときの苦難だということを町民の皆様に理解をいただきながら、できる限り町民サービスの質を落とさぬよう、取り組むべき事業の優先

順位や、従前事業の見直しなどを図りながら、乗り切っていきたいと強く思うところでございます。

そんな中ではございますが、従前から課題となっていた事業、そして必要な事業は先延ばしせず、推進していくという考えに立ち、令和8年度も町政を前に進めていく予算としております。

一般会計総額は69億3,000万円で、前年度当初予算比7,000万円の減、率にいたしまして1%の減となります。

また、特別会計・企業会計の総額は34億8,400万円で、前年度予算比8,900万円の減、率にいたしまして2.5%の減となります。

それでは、第六次総合計画の基本目標に沿って概略を御説明申し上げます。

目標第1の「健やかな成長と学びを支える」では、まず子育て施策としては、子育て拠点施設よつばの森を開設いたします。

ふたばこども園を改修するとともに、こども誰でも通園制度、子育て支援センター、あすなろの園、一時預かり保育を統合した施設へと生まれ変わります。

また、好評の0歳児紙おむつお届け事業、粉ミルクプレゼント事業、らくらく通園事業も継続してまいります。

教育施策としては、令和7年度補正予算にて実施していく予定としております小学校体育館への空調設備設置に続いて、登龍中学校体育館の空調設備に向けた設計業務を行います。

また、小・中学校の児童・生徒が文化・自然を通じて豊かな感性を培うため、北海道道東、沖縄県八重山諸島方面への体験学習事業を実施します。

さらに、小学校の給食費が無償化されることに併せて、中学生の給食費についても無償化いたします。

健康・福祉施策としては、フレイル予防に重点を置き、令和7年度に整備したフレイル予防地域交流拠点を活用して様々な事業を展開するとともに、フレイル予防応援補助金、フレイルモーニング事業なども実施してまいります。

また、健診事業を拡充し、18歳以上の全ての町民が歯科健診を受けられる皆歯科健診事業や、在宅高齢者の方が利用できる訪問理容・美容サービスも新たに取り組んでまいります。

次に、目標第2「魅力を高め経済成長を促す」では、農業や商工業の生産性向上と経営強化の支援をはじめ、多面的な支援を行うことにより経済成長の促進を図ります。

また、安八町への移住定住に特化したホームページを作成するなど、町の魅力発信に努め、地域経済の活性化や関係人口・交流人口の拡大を図ります。

さらには、北部公園において、バスケットボールコート及びグラウンドの整備、照明のLED化などの環境整備を行い、むすぶテラスと相乗効果を図ってまいります。

次に、基本目標第3の「安心・安全なまちをつくる」では、住民の生活環境の向上につながる基盤整備の促進に加え、公共交通の充実、環境対策の促進や防災、防犯対策などを推進します。

日常生活の移動手段である公共交通においては、コミュニティバスに代わるデマンドバスの実証実験を継続してまいります。

また、高速バスにしみのライナーの利用者に対し補助事業を継続してまいります。

環境対策としては、国の交付金を活用し、一般家庭における省エネエアコンの買換えに対する支援を行い、環境負荷の低減を図ります。

そして、次期一般廃棄物最終処分場及びエコドームの設計を行い、並行して環境影響調査を実施いたします。

防災対策としては、防災士を中心とした自主防災組織及び防災リーダーの養成や、9・12水害の発生から50年経過することを踏まえ、安八町防災の日制定事業を実施します。

加えて、一般家庭における地震対策となるよう、感震ブレーカーの購入に対する支援を行います。

最後に、基本目標第4の「運営政策」では、生成AIの導入など、効果的で効率的な行政運営を行うとともに、行政サービスの維持、向上に取り組んでまいります。

産業の発展は福祉の充実につながると言われております。

今後も企業誘致を進めながら、安定した財政基盤の下、暮らしと福祉の充実に努めるとともに、アグレッシブに町政を進めてまいります。

以上が新年度予算の概要と主な施策となります。

詳細につきましては、この後、副町長より説明させます。慎重審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

副町長 山田恭君。

副町長 それでは、予算の概要について説明させていただきます。

この安八町予算書を御覧ください。

1枚はねていただきまして、議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算。

令和8年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

内容は御覧のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

それでは、1ページ目、第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入歳出の予算69億3,000万円、歳入歳出が記載してございます。

6ページ、第2表 債務負担行為でございます。

債務負担行為につきましては、御覧のとおりでございます。

7ページ、第3表 地方債、これにつきましては、後ほど歳入の際に説明させていただきたいと思っております。

それでは、8ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入でございます。

町税につきましては、対前年度比5,500万円余の増額を見込んでおります。

前年度というのは御承知だと思います。7年度のことでございます。これから説明する中で、今年度というのが8年度ということになりますので、よろしくお願いいたします。

また、地方特例交付金が3,370万円余の増額を見込んでおります。

その他、国庫支出金及び県支出金もそれぞれ増額となっておりますが、国庫支出金においては物価高騰対応地方交付金、県支出金にあつては給食費負担軽減交付金など、国の政策により各自治体に交付される交付金の増でございます。

それでは、個別に説明してまいります。

11ページを御覧ください。

11ページ、町税のうち個人住民税が6,500万円余の増を見込んでおります。

たばこ税を除き、軒並み減収でございます。

次に、15ページを御覧ください。

1番上、地方交付税につきましては、前年度と同額の16億円を計上いたしております。

次に、16ページ、負担金でございます。

前年に比べ3億1,500万円余の減でございます。これは、スマートインターチェンジ工業団地における導水路整備負担金の減と学校給食費の負担金減によるところが主な要因でございます。

次に、20ページ。

20ページ、一番上の欄、国庫支出金のうち、国庫補助金は5,590万円余の増でございます。

主なものとしたしましては、1枚戻っていただきまして、19ページの一番上、総務費国庫補助金のうち、デマンドバス事業等を行う地域未来交付金、これは第2世代交付金の名称が8年度から変わるものでございます。地域未来交付金及び物価高騰対応地方交付金の増によるものでございます。

次、23ページを御覧ください。

23ページ、県支出金のうち、県補助金の計を御覧ください。

昨年度に比べ1,440万円余の増でございます。

2枚お戻りいただきまして、21ページ。

21ページ、民生費県補助金は、一番下、児童福祉費県補助金、これが第2子以降出産祝金事業及び高等学校就学準備等支援金事業、これが県の事業が廃止によりましてその減に伴うものでございます。

22ページ、農林水産業費県補助金。これは、農地費県補助金、農業経営高度化促進事業補助金の減によるものでございます。

また、23ページ、教育費県補助金。これは、小学校費県補助金、給食費負担軽減交付金の増が主な内容でございます。

続きまして、24ページ、寄附金でございます。

中段の寄附金、ふるさと寄附金を前年より1,000万増の13億円を計上いたしております。

その下の繰入金につきましては、財政調整基金が前年度より5,000万少ない3億円、またふるさと基金につきましては、前年度と同額の1億5,000万

円を繰り入れております。

最後に、町債でございます。

28ページを御覧ください。

町債につきましては、トータルといたしまして2億9,260万、前年度比1億7,700万円の増でございます。

このうち、総務債の一般補助施設整備等事業債4,500万。これは地方未来交付金によります北部公園むすぶテラス周辺整備事業の町負担分に充てるものでございます。

その下の民生債2,520万円、こども・子育て支援事業債。これは子育て支援施設よつばの森の整備に充てるものでございます。

そして3つ目、衛生債1億5,660万円、一般廃棄物処理事業債。これは新廃棄物処分場の建設に係るもので、土地取得特別会計にて先行取得した処分場用地に係る起債を一般会計に借り換えるというものでございます。

続いて、歳出でございます。

まず10ページを、お戻りいただきまして御覧ください。

歳出の総括表でございます。

歳出といえば、衛生費が対前年比1億9,490万円余の増、続いて総務費が7,848万円余の増となり、逆に土木費が3億4,180万円余の減、続いて教育費が3,950万円余の減となっております。また、公債費は3,351万円余の増額となっております。

81ページでございますが、ちょっと飛びますが、81ページから給与費明細書がございます。

その82ページの一般職の部分、前年より2,127万3,000円増となっております。今年度の予算編成におきましては、こうした人件費の増大、あるいは物価高騰に伴う移転費等の諸物価高騰によります影響、そういったものが予算編成に影響を及ぼしております。

それでは、個別に説明してまいります。

29ページを御覧ください。

29ページから歳出でございます。

まず議会費、議会費は7,773万3,000円、前年度比97万5,000円の増でございます。

次に30ページ、総務費、総務費は11億8,439万5,000円、前年度比7,848万6,000円の増でございます。これは、むすぶテラス周辺の整備事業でありますとか、デマンドバスの購入経費増によるところが大きく、逆に情報システムに関する事業が完了したことによる減もございます。

では、個別に見てまいります。

30ページでございます。

一般管理費の説明欄、コミュニティバス運行経費6,403万7,000円。これにつきましては、デマンドバスの車両購入費2台分が含まれております。運行委託経費のほか、にしみのライナー等への補助もここに含まれておるものがございます。

続いて、1枚はねていただきまして、32ページ、情報管理費4,200万円ほどの減でございます。これは役務費やシステムライセンス更新等による減、あるいは情報システムの導入を終えたことによる減でございます。逆にその下、業務委託1,880万円ほど、これは新たな情報システムの標準化移行業務委託に伴う1,034万円ほどが含まれております。

その下、7企画費8,447万円ほどの増でございます。これは説明欄にございますむすぶテラス周辺環境整備事業1億円の増によるところが大きゅうございます。次ページの工事請負費8,000万円がその主なものでございます。

続いて38ページ、民生費に参ります。

民生費は24億5,869万3,000円、前年度比674万円の増でございます。

民生費はもとより、介護保険費、後期高齢者保険費、児童措置費など、社会保障に関する経費が大きなウエートを占めております。その中で、新たに開設する子育て支援施設の経費として7,069万円余を計上いたしております。

では、40ページを御覧ください。

老人福祉費でございます。

その説明欄、敬老会事務経費708万4,000円。これにつきましては、フレイル予防応援補助金といたしまして540万円、昨年度好評でした敬老会記念品としての喫茶利用券を2枚から4枚に増やすものでございます。フレイル予防に資するものでございます。

また、その下、41ページの補助金833万円がございます。この中に新規事業といたしまして、訪問理美容サービスの補助金18万円が含まれておるもの

でございます。

その下、安八温泉費910万円の減でございます。これは、安八温泉の運営経費につきまして、会計年度職員の勤務体系の見直しなどにより、人件費を減額いたしましたものでございます。

次の42ページを御覧ください。

42ページの一番下、身体障がい者福祉費2,042万円の増でございます。これは、その下、43ページの扶助費の増によるものでございまして、個々の障害者福祉サービスの需要増に対応したものでございます。

続いて、45ページを御覧ください。

45ページ、児童福祉費でございます。

そのこの1番、児童福祉総務費でございます。昨年度比2,759万余の増でございます。これは、下のほう、繰出金2,192万2,000円がございしますが、この児童発達支援事業特別会計への繰出金が大きなものでございます。また、説明欄にあります子育て支援事業も職員費の増、人件費の増がございします。

先ほど説明いたしました児童発達支援特別会計繰出金につきましては、あすなろの園の園長の報酬を一般会計からこの特別会計に付け替えたもの、あるいは新しい子育て支援施設の備品等の購入、そういったものに充てるための増というものでございます。

その下の児童措置費、高等学校就学準備等支援金事業290万計上いたしております。これは、先ほど説明いたしました県の県事業、高等学校就学準備等支援金が3万円が廃止になりましたけれども、町として新たに2万円を対象者に支給するというものでございます。

続いて、48ページを御覧ください。

48ページの中ほど、子育て支援センター費7,694万2,000円、これが皆増でございます。

事業といたしまして、説明欄、管理事務経費、そして一時預かり事業、乳児等通園支援事業、誰でも通園制度、こういったものを新たに始めるための整備でございます。特に、旧ふたばこども園を新規事業を行う際としての人件費でありますとか、次ページ、49ページの中ほど、工事請負費3,500万が計上いたしておりますけれども、これがあすなろ園の園室とトイレ等の改修、子育て支援センターの改修、そういったものに充てるための工事費でござい

ます。

次、衛生費でございます。

衛生費は6億4,013万2,000円、前年度比1億9,497万1,000円の増となっております。増額の要因といたしましては、物価高騰対応による水道事業会計への繰出金、そして最終処分場に係る土地取得特別会計への繰出金によるところが大きなものでございます。

では、49ページを改めて御覧ください。

保健衛生総務費、説明欄の水道事業会計繰出金、これは今説明いたしました物価高騰対策に伴う水道料金の基本料金を4か月減免するための水道事業特別会計への繰出金でございます。

続いて、52ページを御覧ください。

52ページ、成人保健費の説明欄、成人健康診査事業3,186万7,000円。この中の委託料2,630万円の中に、新規事業で、先ほど町長も説明いたしました町民皆歯科健診、町民の皆さんが誰でも歯科健診が受けられる、18歳以上の方を対象といたしておりますけれども、169万4,000円を含んでおるものでございます。

そして、53ページ、その下の説明欄の3つ目、省エネエアコン購入支援事業511万9,000円でございます。これは、物価高騰対応交付金を活用いたしまして、省エネ性能に優れたエアコンの買換えを支援するというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、54ページでございます。

塵芥処理費1億7,000万円余の増でございます。

説明欄の3行目、最終処分場管理経費でございます。これは、先ほど説明いたしました最終処分場の環境影響調査及びストックヤードの設計費など含まれておるとともに、土地取得特別会計の繰出金を含んでおるものでございます。

続きまして、55ページ、農林水産業費でございます。

農林水産業費は1億6,967万2,000円、前年度比3,284万4,000円の減額となっております。これは、57ページ、農地費の説明欄、経営体育成基盤整備事業につきまして、今年度から牧圃場整備に係りまして対象の団体から直接県に負担金を支払うことになったことを受け、町が一旦予算立てをする必要が

なかったことによる減額でございます。

また、その下、排水機費2,200万円ほどの減額でございます。これは、森部地内における事業終了による減額によるものでございます。

続きまして、58ページでございます。

1枚おめくりいただきまして、真ん中、商工費でございます。

商工費は8,655万8,000円、前年度比1,659万6,000円の減額でございます。これは、59ページの商工業振興費の説明欄、2行目、企業立地促進事業の中の工場等設置奨励金の減によるものでございます。

続きまして、その下、土木費でございます。

土木費は5億4,466万4,000円、前年度比3億4,180万2,000円の減額となっております。これは、61ページ、1枚はねていただきまして61ページ、道路新設改良費におきまして、今年度につきましてはこれまでと異なり、県道の新設改良の進捗状況に応じて、その都度、負担金を補正等で計上するということとしたため、当初予算では計上しないということによる減でございます。

また、1枚はねていただきまして、62ページ、都市計画整備事業費におきまして、スマートインターチェンジ周辺工事施工の減によるものが主な要因となっております。

続いて63ページ、下段、消防費でございます。

消防費は3億1,100万1,000円、前年度比4,609万円の増でございます。これは、次ページ、64ページの下段、常備消防費、説明欄、大垣消防組合負担金の増が大きな要因となっております。

また、その下、災害対策費といたしまして、消耗品費の中にございます感震ブレーカーの購入補助経費、委託料の中にJアラート設備の更新や防災イベントの開催経費等が含まれております。

続いて、65ページ、教育費でございます。

下段、教育費、教育費は7億6,939万4,000円、前年度比3,953万8,000円の減額でございます。

これは、65ページの最下段にございますが、事務局費の減によるところが大きいものでございます。これは、教育委員会の会計年度任用職員の必要人数及び勤務体系の見直しにより、人件費相当を削減したものによるものでございます。

また、68ページを御覧ください。

68ページ、小学校費の真ん中辺り、業務委託753万1,000円のうち、先ほど町長が申しました小学校の文化自然体験事業、八重山諸島への体験事業費が含まれております。

また、次ページ、69ページ、中学校費にも同じところ、下から5行目、業務委託、この中にも中学校文化自然体験事業、北海道の道東方面への体験事業費が含まれておるものでございます。

続いて、71ページ、公民館費でございます。

1ページめくっていただきまして、72ページ、公民館費の中頃、工事請負費500万円計上いたしております。これは、中央公民館1階の女子トイレの改修を予定いたしておるものでございます。

最後、77ページでございます。

77ページの一番下、予備費、予備費は前年と同額の900万円を計上いたしております。

続いて、78ページ、地方債残高見込みの調書でございます。

79ページの一番右下、合計欄49億8,639万円余となっております。前年度より1億円程度増となっておりますものでございます。

1枚めくっていただきまして、80ページからは給与費明細書でございます。一般会計につきましても、議第16号につきましても以上でございます。

引き続きまして、議第17号について説明いたします。

黄色の表紙になります国民健康保険特別会計予算でございます。

少しおめくりいただきまして、議第17号 令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

内容は御覧のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

歳出を見ますと、5ページ、6ページを御覧ください。

5ページ、歳入歳出予算事項別明細書。

歳入と歳出が総括表として記載いたしております。そこを御覧ください。

予算額13億8,400万でございます。

次のページ、6ページの歳出を見ますと、システム移行完了に伴う総務費委託料の減と被保険者の減によります保険給付費の減がございます。この減は、対象の方が後期高齢者医療に移行したものであることとございます。それに伴う被保険者の減、その結果、前年度比400万円の減となっております。

続いて、紫色のページ、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

表紙をめくっていただきまして、議第18号 令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

内容は御覧のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

これにつきましても、3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

予算額は3億円、前年度比2,300万円の増でございます。

歳入といたしましては、医療保険料が対象者の増加を受け1,400万ほど増加し、一般会計からの繰入れも941万6,000円増加いたしております。

4ページの歳出、歳入の増加に伴いまして、広域連合納付金が前年度比2,512万2,000円の増となっております。

続いて、オレンジ色の児童発達支援事業特別会計予算を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、議第19号 令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

内容は御覧のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

これも3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

予算額は3,800万円、前年度比1,400万円の増でございます。

これは、先ほど説明いたしました一般会計からの繰入れ2,192万2,000円があります。これは、先ほど御説明いたしましたあすなろの園の園長の報酬など人件費の増、あるいは移転に伴う備品購入などに充てるものでございます。

続きまして、黄色の表紙、土地取得特別会計予算でございます。

1枚表紙をおめくりいただきまして、議第20号 令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計予算。

令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

内容は以下のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

3ページ、4ページ、歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

3ページ、歳入の項でございます。

予算額は1億3,600万円、前年度比1億900万円の増でございます。これは、先ほど説明いたしました先行取得した処分場用地に係る起債に充てるものでございます。

続いて、水色のページでございます。

水道事業会計予算。

議第21号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算。

内容は御覧のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入は1億9,759万2,000円を計上いたしております。そのうち給水収益が1億4,256万円でございます。

営業外収益といたしまして、2ページにございます他会計補助金3,482万円を計上いたしておるところでございます。これは、先ほど説明いたしました物価高対応といたしまして、水道料金の基本料金を4か月分減額することによる一般会計からの繰入れでございます。

支出は、3ページ、2億3,217万円を計上いたしております。

資本的収入は、5ページにございます4,500万円、資本的支出は6ページ、1億6,883万円を計上いたしておるところでございます。

続いて、安八郡安八町公共下水道事業会計予算、緑色のページでございます。

表紙を1枚はねていただきまして、議第22号 令和8年度安八郡安八町公

共下水道事業会計予算。

内容は御覧のとおりでございます。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長でございます。

1 ページを御覧ください。

収益的収入は6億4,412万円を計上いたしております。そのうち下水道使用料は2億6,000万円を見込んでおります。

営業外収益といたしまして、2番、他会計補助金といたしまして1億8,200万円を計上いたしております。

3 ページから支出でございます。

支出は6億9,974万1,000円を計上いたしております。

また、5 ページ、資本的収入は4億112万2,000円で、他会計からの補助金といたしまして6,800万円を計上いたしております。

資本的支出は、6 ページ、5億2,525万9,000円を計上いたしております。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、241ページでございます。

議案書の241ページ、議第23号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下水道事業会計予算は、次のとおり令和8年度安八町一般会計から繰り入れるものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

記の下記のところでございます。

1. 繰入れ額2億5,000万円。繰入れ理由といたしましては、下水道の事業収入のみでは公共下水道会計の健全性を維持することが困難であるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま副町長から説明していただきました議第16号から議第23号までの総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第16号から議第23号までは、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第16号から議第23号までは会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定いたしました。

---

議長 日程第26、議第24号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

まちづくり推進課長 大平共美君。

まちづくり推進課長 議案書243ページをお願いいたします。

議第24号につきまして御説明させていただきます。

議第24号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和8年3月2日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、245ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、一般の住宅開発関係といたしまして、整理番号1、南今ヶ渚地内、中筋29号線、延長34.9メートルから同じく整理番号2、南今ヶ渚地内、中筋30号線、同じく延長34.9メートルまでの2路線でございます。

1枚はねていただきまして、247ページは、ただいま申し上げました新規路線網図で新規路線を赤線でお示しをさせていただいております。

続きまして、1枚はねていただきまして、249ページをお願いいたします。

安八スマートインターチェンジ周辺関係で新たに認定する路線といたしましては、整理番号の1から12、中地内、自分坊野線、延長264.5メートルから同じく中地内、大平4号線、延長36.1メートルまでの12路線でございます。

1枚はねていただきまして、251ページは、ただいま申し上げました新規路線網図で新規路線を赤線でお示しをさせていただいております。

議第24号につきまして御審議いただきますようよろしく願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。  
質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっております議第24号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。  
お諮りします。

各常任委員会の審査のため、3月3日から3月12日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月3日から3月12日までの10日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、3月13日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

(散会時間 午後2時37分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月2日

議 長            大 平 文 雄

議 員            山 中 美 恵 子

議 員            栞 原 宏 行



令和8年3月13日（第2日）

議 事 日 程 (令和8年3月13日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第4号 安八町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第5号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について
- 日程第7 議第6号 安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第8 議第7号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第8号 安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例制定について
- 日程第10 議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第10号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第14 議第13号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第14号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議第15号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第18 議第17号 令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議第18号 令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議第19号 令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第21 議第20号 令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計予算
- 日程第22 議第21号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第23 議第22号 令和8年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算
- 日程第24 議第23号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて

日程第25 議第24号 町道路線の認定について

日程第26 議第25号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第13号）

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番 栗原宏行	2番 渡辺康司	3番 西松幸子
4番 傍嶋邦博	5番 坂 悟	6番 渡邊裕光
7番 石原英一	8番 大平文雄	9番 岩田讓治
10番 山中美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	山 田 恭
教 育 長	棚 橋 剛	会 計 管 理 者	坂 和 由
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
生活環境課長	定 益 直 子	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	ま ち づ くり 推 進 課 長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡 邊 茂 且	書 記	川 添 順 子
書 記	梶 田 直 也		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより令和8年第1回安八町議会定例会の2日目を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 それでは、日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をさせていただきます。

本日の会議録署名者は、2番 渡辺康司君、3番 西松幸子さん、お二人に指名させていただきます。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いいたします。再質問は2回目までといたしますので、よろしくをお願いいたします。

3番 西松幸子さん。

3番 おはようございます。

3月11日、犠牲者が2万2,000名を超えた東日本大震災は、発生から15年がたちました。帰還困難区域が多く、帰れない状況が続いております。悲しみを共に忘れないことが大事だと考えます。国は一刻も早く復興に向けて取り組んでほしいと強く願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

こども誰でも通園制度について。

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が令和8年度から本格的に始まります。少子化が進行し、こども園全体の利用者が年々減少しています。そうした観点から、ふたばこども園を閉園し、これからは結・中央こども園の2園体制となり、閉園したふたばこども園が新たな子育て支援施設へと生まれ変わります。

こども誰でも通園制度とは、親の就労要件を問わず、在宅で子育てをするゼロ歳から2歳の子供を対象に、月10時間まで保育所を利用できる制度です。最大のメリットは、親が育児から解放されリフレッシュできる孤独な育児の解消と、子供が集団生活や同年代との交流を通じて社会性を育む早期の社会経験にあります。また、将来の本格的な入園前に園の雰囲気になれることもできます。

せんだって、他市の園長さんと話をする機会がありました。保育の現場は深刻な保育士不足だということです。なぜかという、過重負担と賃金も低いことで、退職者が多いということです。保育の現場は、質の高い保育が確保できない状況にあるとおっしゃっていました。

いよいよ4月から、よつばの森が開設されます。こども誰でも通園制度事業につきましては、様々な懸念や問題が指摘されています。人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期に、慣れない場所で見知らぬ保育者に預けられる子供の負担は計り知れません。短時間保育や初めての子供を日々受け入れるには、十分な体制と保育のスキル、経験が必要です。通常保育での保育士不足や低過ぎる処遇で疲弊している保育現場に、新たな負担を強いることになりかねません。

実際に試行的事業を行った京都市の公立保育所では、専用室で通常保育より手厚い体制を取って、ベテラン保育士を配置しましたが、それでもまだ十分ではないとの結論に達したそうです。

以上のことから、受入れ体制について伺います。

議長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 西松議員の質問に対してお答えいたします。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、保護者の就労状況に関わらず、生後半年から3歳未満の全ての未就園児が利用できる取組です。核家族化が進み孤立しがちな育児を社会全体で支えることは、児童虐待の未然防止や子供の健やかな成長に大きく寄与するものと考えております。

新年度から、子育て支援施設よつばの森での事業の実施に当たり、当町では、こども園のクラス定員の空きを利用する余裕活用型ではなく、専用の区画と人員を配置し、既存の一時保育事業と一体的に行う一般型での実施をいたします。これにより、保護者が、例えばリフレッシュ目的や断続的な就労

など、どのような理由であっても同一の施設、同一の保育士に預けることができることで単なる預かりではなく専任保育士が継続的に関わり、家庭の困り事を早期に察知し必要に応じて専門機関へつなげるなど、併設の子育て支援センターのスタッフとも連携しながら、余裕活用型とは異なる一般型のよい面を前面に打ち出してまいりたいと思います。

保育士の配置につきましては、こども誰でも通園と一時保育事業を一体的に行うため、一時保育に精通した熟練の保育士を中心に保育士3名を配置します。定員につきましては、保育士1名に対し子供3名という国の基準に照らすと最大9名の預かりが可能ではありますが、当面は6名の定員で運営させていただきます。これは、月齢の低い未就園児が1時間単位という入れ替わり立ち替わり利用する中での保育は、現場の保育士の負担が非常に大きいものになることから、余裕を持った人員配置を行うことで保育士が子供一人一人と丁寧に向き合える環境を整え、保育の質の維持と人材の定着を図るためでございます。

何分新しい事業でございます。実際の利用状況やニーズ等を見極めながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対してのお答えとさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 ありがとうございます。

答弁にありました、余裕を持った人員配置と保育士が子供一人一人に丁寧に向き合える環境こそが、質の高い保育であると考えます。継続するには、職員のコミュニケーションはもちろんですが、資質向上のために研修の機会を確保していただきますようお願いいたします。

4月から、よつばの森で子育て支援センターと児童発達支援事業所、乳児等通園支援事業、一時預かりの4機能を集約して開設されます。初めての試みですが、4機能それぞれの親子が訪れたときにスムーズに部屋に入ることができるのか心配しています。体制について伺います。

議長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 西松議員の再質問に対してお答えをいたします。

議員の言われますとおり、よつばの森では4つの事業を行います。それぞ

れに専任の職員を配置いたしますので、誰でも通園に関しては一時保育と一体的に行い、施設長が事前に予約や面談などを行い、受付事務を行いますので、保育士は当日受入れのみを行うこととなります。先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、当初は余裕を持たせた人員配置とさせていただいておりますので、スムーズに受入れが可能だと考えております。以上となります。

〔3番議員挙手〕

議長 西松幸子さん。

3番 ありがとうございます。答弁を聞きまして、安心いたしました。

よつばの森を訪れた親子が、落ち着いた雰囲気の中で安心して預けられる施設だと感じてもらうことが何より大事なことではないかと思っています。

何かを始めるときは、十分体制を準備していても予想外のことが起きることが現実にありますので、落ち着いて受け止め、事故等のないように、よつばの森が繁栄されることを切に願っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 7番 石原英一君。

7番 僕からは、掛け算の取組で当町の魅力の可能性を広げてはということで質問をさせていただきます。

このところ当町は、アート、健康、教育など、町の特色が出ているように感じます。そこで、それぞれ掛け算で可能性を効率的に膨らませてはいかがでしょうか。

例えば、健康と歴史、毎年行われるウォーキングイベント、これは先週行われたのでこれらは来年度に向けてということですが、に町内の歴史名所、歴史要素を加えてみてはいかがでしょうか。特に森部の戦い、出世の松などは、今年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」で墨俣一夜城も詳しく描かれていますので、これから数年はPRに使いやすいと思います。これらの名所は足軽が活躍した戦いと言われ、足軽の単語がウォーキングと相性がいいイメージもあります。足軽に焦点を当てた自治体は珍しいので、特色を出すことができ、さらにここにアート要素を加えると、足軽のコスプレで歩くことまで広がられます。将来的には戦国武将のコスプレというマーケットがあるので、こちらは足軽を従えて先導する武将気分を味わうなどのSNS映えする体験型ふるさと納税返礼品まで可能性は広がります。

ふるさと納税返礼品といえば、「福祉×アート」として官民連携での展開も考えられます。現在、福祉施設ひかりの里利用者の絵を使ったトートバッグなどの展開が始まりました。近年、障害者が描くアートは健常者とは違った異彩を放つ魅力が認知されつつあり、飛行機の機内で提供される飲物の紙コップやホテルのシーツなどに採用されています。当町でいえば、ふるさと納税返礼品限定として町内産ハツシモや、ふるさと納税返礼品の人気商品でもあります粉ミルクの缶などのパッケージに彼らの絵を使用する、もしくは、その絵をもとにAIなどでデザインしての使用も考えるなど、可能性は広がります。

また、歴史と教育と防災を掛け合わせて、ふるさと教育に防災教育を加えて海外に発信する取組が今年度、結小学校で行われました。児童・生徒たちは、9・12水害の歴史を通じて学んだ防災のアドバイスを英語に翻訳して冊子を作り、自分たちが使わなくなったかばんに防災グッズと一緒に入れ、NPOの協力で大きな水害被害のあった南スーダン北部へ届け、映像や写真を通じて交流しました。この取組は、ほかの学年の平和教育なども含めまして、今年度、岐阜県ふるさと教育表彰において優秀賞を受賞しています。

防災の概念が日本に比べると発展途上の国はまだ多く、当町から世界に向けて子供たちが教育を通じて発信していくことは、水害の歴史を持つ当町ならではの特色ある取組になり、しかも、自分が学んで作ったものが世界とつながる実感まで味わう機会は子供たちにとって財産になるでしょう。今年、9・12水害50周年の目玉の一つになる企画にまで発展できると考えます。

財政が厳しい時期に入るからこそ、当町の魅力や宝物を再確認し、掛け算で可能性を広げていくことで、予算を抑えながらも新たな可能性を生み出してはいかがでしょうか。総務課長の見解を求めます。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 石原英一議員の御質問、掛け算の取組で当町の魅力の可能性を広げてはについてお答えをいたします。

議員御提案の掛け算の取組とは、単独の分野にとどまらず、アート、健康、教育、歴史、福祉など、異なる分野を組み合わせることで相乗効果を生み、新たな価値を創出する考え方で、限られた資源の中でまちづくりを進める本町にとって、非常に有効な視点であると認識をいたしております。

掛け算の取組は、大きな予算をかけずともアイデア次第で大きな効果を生み出せる点が特徴で、まちの魅力を再発見し、町民の皆様が参加してみたいと感じる企画につながる可能性も高く、積極的に推進をしていきたいと考えております。

議員御提案の中にありました結小学校での取組は、安八町が災害を経験してきた歴史を踏まえて、防災と教育との掛け算から安八町と世界をつないだ事業でございます。今年は水害から50年の節目でもあり、災害の教訓を継承する事業の一部として、今後の展開を検討してまいります。

また、ロームカウチ氏と子供たちが協働してアート作品を制作するなど、芸術と地域交流を掛け合わせた取組も実施いたしております。子供たちの創造性が育まれるだけでなく、地域の文化的価値の向上にもつながっております。今後は、周遊マップを作成し、これらの作品とウォーキングやサイクリングなどを組み合わせたイベントの開催を検討し、アート、健康、観光を掛け合わせて多面的な効果を生み出す取組を検討してまいります。

掛け算の取組によるまちづくりを進めるためには、分野だけではなく、人の掛け算も重要でございます。まちづくりにはよそ者、若者、馬鹿者が必要だと言われております。本町の人材に加え、関係人口の増加を目指すため、令和8年度から総務省所管で実施されるふるさと住民登録制度を活用したよそ者と地域の若者を結びつけ、イベントなどの実行委員会に参画していただくことで行政の枠にとらわれない柔軟な発想が生まれることを期待いたしております。こうした関わりが継続的に生まれることで、まちの活性化につながる取組が自走していく効果も見込めます。

近年、町民の皆様が主体となって企画、運営される事業も増え、地域で活躍される方々が着実に広がっております。今後も町民の皆様が参加してみたい、応援したいと感じられる、わくわくするきっかけづくりを進め、掛け算の発想でまちづくりをさらに推進してまいります。

以上、石原英一議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 石原英一君。

7番 ありがとうございました。

いろいろな話を伺わせていただき、また前向きなお話をありがとうございます。

ました。

今お話があった中に、地域交流というところも、これも多分恐らく人の掛け算の中にも入ってくるものの一つとして、今年から始まる北海道と沖縄の地域学習、こちらのほうでも、例えば沖縄であれば今回行かれるところ、波照間の役場がある石垣島とか、あと西表、西表にピパーツという島胡椒があるんですね。島胡椒があつて、それ島胡椒の炊き込み御飯にして、それは沖縄本島にもないんですけど、そこしかない郷土料理があつて、島胡椒と一緒に炊き込む御飯があるんですね。それはもう向こうの人は誰もが知っているような匂い、香りがあつて、そういうものを持って帰ってきて、それをハートピア安八の中の喫茶店の中というのは、あそこ、いつもランチとかに混ぜ御飯が出るので、簡単にできるので、例えばそういったものを出すことで、地域の方にこういうこと、学習をやっているんだよということを知っていただく。もしその行った方の親御さんたちに、ロビーのところ展示でもしていただくと、そうするとやった教育というものが2倍、3倍に地域にも知れ渡る形になる。北海道であれば、道東であれば羅臼昆布があるので羅臼昆布、昆布と昆布茶とかで炊くという、そんな大きなものじゃなくていいので、しかも今健康のまちなので、どちらも、昆布もいいですし、ピパーツは今冷え性とかアンチエイジングにすごく注目されている料理なので、そういったものでどんどん広げていくという形でいけたらなああと、今お話を聞いている地域交流といったところでも広げ方があるかもなと思いました。

どちらにしても、民間も一緒になって安八町が発展していくことを望んでおりますので今後ともまたよろしくお願いします。

再質問はありません。ありがとうございました。

議長 4番 傍嶋邦博君。

4番 議長の承認をいただきましたので、私からは令和8年度予算について質問させていただきます。

令和8年度予算編成方針の中で、住民の安全・安心の確保や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の充実など、取り組まなければならない課題が多くありますが、まずは取り組むべき事業の優先順位や従来事業の見直しなどを図りながら、直面する課題に対し着実に対応してまいりますとの説明を受けました。

来年度、新たに21個の新規事業に取り組むということで、子育て・教育の部門では、小・中学校の給食費の無償化をはじめ8つの新規事業、また福祉関係では、訪問理・美容サービス補助など3つの新規事業、安心・安全なまちをつくる部門では、8つの新規事業に取り組んでいくとお聞きしております。多くの新規事業に取り組むその姿勢は、最先端の自治体を目指していくためにも大変重要なことで、人口の社会減への防止にもつながると思いますので、私は大変素晴らしいことだと感じております。

そして来年度は、1億円をかけてむすぶテラス周辺環境整備をしていくということで、こちらも大変注目すべき事業の一つだと思っております。

そこで、町長に質問いたします。

質問1といたしまして、今の安八町が直面している課題として、優先順位が高いと考える課題は何か、町長の見解を求めます。

質問2といたしまして、令和8年度の予算編成の中で特に重きを置いた事業をお聞かせください。

質問3といたしまして、従来事業の見直しとして、どの事業について見直しをかけているのか、町長の見解を求めます。

議長 町長 岡田立君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員から令和8年度予算について3つの御質問をいただきましたので、回答させていただきます。

1番目の優先順位の高いと考える課題という質問についてでございますけれども、議員の質問の中にもございましたが、人口減少対策、そして子育て支援、高齢者福祉の充実、さらには住民の安心・安全の確保という大きな課題全てにつきまして同等の、優先順位は高いものだというふうに考えているところでございます。ただ、限りある予算においては、それぞれの課題の中で特に効果が見込まれる事業、施策を優先して予算計上させていただいたところでございます。

2番目に、特に重きを置いた事業については、子育て・教育環境の充実でございます。若い世代が安心して子育てできる環境を整備することは人口減少対策としても有効であり、率先して取り組んでいく事業であるというふうに考えております。

これまで、町独自の施策として、ゼロ歳児紙おむつお届け事業、粉ミルク

プレゼント事業、そしてらくらく通園事業などを実施してまいりました。さらには、令和8年度の新規事業として、子育て拠点施設よつばの森の開設や、小・中学校への空調設備の設置、給食費無償化、文化・自然体験事業などを実施するとともに、子供が安心して遊べる公園の整備として、北部公園及びむすぶテラス周辺的环境整備を行い、さらなる子育て・教育環境の向上に努めてまいります。

3つ目の、どの事業について見直しをかけたかという質問につきましては、どの事業というより、一定程度の期間継続して実施してまいりました既存事業全般について、事業担当課にヒアリングを行い、これまでの実績や効果を検証し、内容に応じて方針の見直し等を行わせていただきました。

中でも、障害者福祉年金や花いっぱい運動の廃止、また会計年度任用職員の数の見直しや環境パトロールの縮小など、既にその役割を終えたと考えるもの、その他事業に置き換えられるものなどを中心に見直しを図りました。

企業誘致の成果が得られるまで、当面は厳しい財政運営が続くと予測される中、限りあるまちの予算を効果的に活用していくためには、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方の下、新たな事業への投資と並行して、歳出の削減にも取り組むことが重要と考えます。

以上、傍嶋邦博議員の御質問に対するお答えとさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

ここ最近、住民の方と会話の中で、企業誘致の状況や三洋跡地に進出されたUIジャパンについて、よく聞かれることがあります。企業誘致が順調に進んでいることについては、住民の皆さんはよしとしているんですが、その会話の後に必ずといっていいほど渋滞への懸念をお話しされます。企業誘致が順調に進んでいる今、町民の皆様の関心は、企業誘致自体よりも今後の道路の悪化や渋滞への懸念、そして交通事故の増加など、道路整備に関心が多く集まっています。会話をした中では、北部公園に1億円をかけるよりも道路整備にそのお金をかけたほうがいいんじゃないとおっしゃられる方まで見えました。

そのような中、私は安八町の今直面している課題として、道路整備の優先

順位はかなり高いと考えるのですが、今回、令和8年度予算では、土木費全体で前年度対比3億4,180万円の減額、インター周辺の整備等で去年お金がかかっているのに減額というのも分からないではないんですけど、その中で道路維持費は240万円の減、道路新設改良費は3,469万円の減、そして都市計画整備事業費については2億9,070万円の減額となっております。

そこで、町長に再質問の1といたしましてお聞きいたします。道路整備について、令和8年度はどう考えてみえるのか、見解を求めます。

次に、数多く取り組まれる新事業の中に、小・中学校文化・自然体験事業というものがあります。先ほど石原議員の質問のときにも出ましたが、委員会の説明では、小学生は沖縄県へ、そして中学生は北海道へ行って4泊5日で体験学習をするということですが、その対象者が小学生は6年生が対象で、名森小学校で6名、牧小学校で2名、結小学校で4名、中学校においては2年生が対象で、登龍中学校が6名、東安中学校で4名という説明でした。小学生においては12名、中学生においては10名、合計22名になります。予算額としましては1,081万8,000円、期間は5日間ですが移動日を除くと約3日、まとめますと、22名の約3日間の教育にかかる予算が1,081万8,000円。

住民の方とこの事業に対して少しお話をさせてもらったんですけど、その中では、うちはその数に選ばれないからいいわとおっしゃられる、ちょっと悲しい答えとか、あとは、北海道、沖縄というのはどういうことなのかなというような、大きくなったときにそこに魅力を感じたら、そっちに出ていっちゃうということでないのかなという心配をされる方も見えました。

また、どうせ、例えばお偉いさんの子供やお孫さんが選ばれるんじゃないのというすごく悲観的な意見をおっしゃられる方も見えたんですけど、私の意見としましては、もちろん参加した生徒にはメリットがあると思います。ですが、参加したくても家庭の事情で参加できない生徒もいるのではないのでしょうか。

あと東安中学校の大垣市との兼ね合いはどうなっていますでしょうか。また、ごく少数、そして極めて短期間ということもあり、1,081万8,000円もの予算をかけるのであれば、もっと多くの子供たちに行き渡る教育ができるのではないかなと私は考えます。

再質問の2といたしまして、この企画に対して町長の見解を求めますが、

学校のことですので教育長でも構いません。

あと、もう一つ気になったことがありますて、教育費の中のスポーツ団体への補助金等についてです。

スポーツ少年団、体育振興会、スポーツ協会における補助金が軒並み減額されております。また、スポーツ推進委員の活動経費についても減額がされております。岡田町長は、スポーツに対して大変御理解のある方だと私は思っております。岡田町長にスポーツのすばらしさを説くのは釈迦に説法だと思いますが、スポーツは健康促進、ストレス解消などの身体的効果に加え、達成感、友情、連帯感を育むなど、心身に大きなプラスの影響を与えてくれます。しかしながら、昨今、人口減少の波を受け、スポーツ人口も減少し、当町においてもその波の影響を受けており、各種団体における企画の参加人数が減少して、予算額として少なく見積もりたくなる気持ちは分からなくもないんです。ですが、今、物価高騰などで各種団体でかかる経費も多く、例えば少年団でしたら団員募集のチラシ作成費用の捻出すら難しいのが現状です。

そこで、再質問の3といたしまして、各種団体から企画等の費用について要望があった際にはぜひ善処していただきたいのですが、町長の見解をお聞かせください。

ちょっと長くなりましたので、1つ目は道路整備について、2つ目、文化・自然体験事業について、3つ目、スポーツ団体から要望があった際の善処について、御回答をお願いいたします。

議 長 町長 岡田立君。

町 長 傍嶋議員から3つの再質問ということでございますので、まず1つ目、道路整備の関係につきましては、皆さん渋滞の御懸念をされているということは、重々私も承知をしておるところでございます。

しかしながら、企業の進出が三洋電機の跡地であったりスマートインターチェンジ周辺であったりと偏在をしておるということで、令和7年度につきましては交通量調査というものを行い、企業誘致が終わった、終わりそうになったときには、もう一度さらに交通量調査などを行って、どこに渋滞の原因があるのかというのを探りながら、遅いかもしれませんが、その後に有効的な道路改良を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

ただし、今も指をくわえているわけではなく、大森の交差点であったり、共立銀行の交差点であったり、スマートインターの牧の出入口のところであったり、既に今渋滞で、すごく苦情の声をいただいているところにつきましては県道の道路改良でございますので、既に二、三年前から県のほうに御要望をいたしまして、現在、用地を折衝していただいたり、設計の段階に入っているということで、こちらにつきましても、これからも一生懸命要望活動を行いながら、整備をしていっていただきたいというふうに思っています。

また、大垣江南線の完成も大きな鍵になると思っておりますので、こちらにつきましても、これからも安井県議とともに一生懸命要望してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

2の子供の派遣の事業につきましては、教育長のほうからお答えをしていただきたいというふうに思っています。

3番のスポーツ団体への補助金の関係でございます。団体補助金の関係に関しましては、絶えず決算の内容を出していただきまして、そこら辺を鑑み、繰越金の多い団体などについては一時的に補助金の金額を調整させていただいたところでございます。

しかし、本年度の予算額が今後の予算上限となるものではございません。今のスポーツ系の団体が、運営も困難になるほど人が集まらず苦勞しているということは承知しております。団体の維持、そして団員の加入促進など、PRやイベント開催などに取り組んでいただく予算につきましては、積極的に支援していくつもりでもございますので、組織自体の今後の活性化を力強く望むところでございます。

以上、傍嶋議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 教育長 棚橋剛君。

教育長 先ほどの傍嶋議員の御質問に対して、小・中学生の文化・自然体験につきましてですが、沖縄、北海道、安八から遠いところでございますが、安八では体験ができないものであったり文化的、もちろん文化の違いといえますか、沖縄、北海道での人々の暮らし、これはやはり実際に体験してみないと分からないものでございます。将来の安八を担う子供たちの人材育成のためにも、こういった体験をした子供たちがこれからいろいろ伝えてくれること、やってくれることを期待しております。

先ほどの選考についてのお話でしたが、これは公平性を担保したいということは思っております。

それから、東安中学校の大垣市との兼ね合いということでございましたが、今回中学生の派遣につきましては、東安中学校のうち安八町在住の中学生としております。墨俣、大垣市の生徒さんについては、大垣市のほうでもまた別の体験授業もあるということで、今回、安八町在住の東安中学校の生徒というふうにしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

4番 御答弁ありがとうございました。

誤解のないようにちょっとお話しさせていただきたいんですけど、今回の質問は予算組みに対して非難をしているわけではございません。各種事業においていろいろと見直したり、方向転換をかける余地も必要ではないでしょうかという意味合いを持って質問をさせていただきました。

最初にお話ししたとおり、新規事業に取り組む姿勢は大変素晴らしいことだと感じております。前回の一般質問でも言いましたが、地方自治体は二元代表制です。執行部はアクセル全開で行ってください、ブレーキは議会が踏みますので、それが仕事ですから。これからはしっかりとチェックさせていただきます。

最後に、町のお金は町民のもので、町民の要望や意見が反映されたまちづくり、一人でも多くの方にサービスとして還元される安八町を目指していただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終了いたします。

以上、ありがとうございました。

議長 1番 栗原宏行君。

1番 議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私からは2点、自治会支援についてと男女共同参画社会について質問させていただきます。

まず、自治会支援について。

3月は年度末であり、多くの自治会で総会が開催されていると思います。以前、私も区長として9年間経験しました。その間に、過去に例のないコロナ禍を経験し、安心・安全を第一に、手探りの自治会運営であったと思いま

す。現在も、東南海沖地震等広域大災害に備えつつ、日々の日常生活にまつわるような活動に町行政と連携しながら取り組まれていると思います。我が地区は小さな区でしたので、まとまりはよかったのですが、人選に苦勞し、同じ方に何役もお願いすることが多々ありました。このような人選で苦勞しているのは地元区だけではないと思いますが、組織の要、区役員の担い手不足と高齢化による役員の固定化が進行しています。遠因として、働き方改革による定年年齢の延長が影響し、自治会等のボランティア活動に消極的になっているのではないのでしょうか。

現在、町より自治会に対し、消防団員、役員、委員等の議員の選出、推薦をどのぐらい依頼してみえますか。加えて、社会情勢により、近年は物価、賃金の上昇が著しいですが、自治会支援として助成や区長手当の見直しは、どのタイミングで誰が判断されていますか。

一部地域では、自治会の加入率が低下する現象が起きています。自治会が敬遠されることのないよう、負担軽減支援策を講じる必要があると思いますが、所見を伺います。

## 2、男女共同参画社会について。

3月8日、今週の頭の日曜日ですが、世界ウィメンズデーでした。意図したわけではありませんでしたが、私は区長時代に男女共同参画を意識して地区役員に参加していただけるよう試みましたが、かないませんでした。その断りの理由に、主婦の方が外出することは男性が思うより大変ですよと言われたことを覚えています。

女性の活躍を拒む要因に、家庭と仕事の両立、OECDによる調査で、家事や育児など無償労働に費やす時間は、日本の場合、1日当たり女性は208分、男性は47分だったそうです。また、ある民間調査で、未婚男女の6割が子供を望まない、今回初めて女性の割合が男性を上回って過去最高の64.7%と、女性が経済的な負担や仕事のキャリアへの支障を不安視しているという結果が出ております。

このような現状、日本はジェンダーギャップ指数が世界118位です。晩婚、少子化、地方から若者の流出、また政治経済分野で女性参加の遅れが原因になっていると思われまます。安八町六次総合計画にもうたわれています。また、昨年10月に女性首相の誕生、今年1月には県副知事と女性の活躍が期待され

ています。ジェンダーギャップの解消の絶好の機会です。もちろん、男性の意識変容や家事、育児の参加は不可欠と痛感しております。

そこで、自治会運営に女性役員の登用を奨励してはいかがでしょうか。現在、あらゆる組織、団体にクォータ制、パリティ議会など、数値目標を示して男女共同参加を促していますが、前述のとおり男女共同参画社会の課題は多く簡単ではないと思いますが、所見を伺います。よろしく申し上げます。

議長 総務課長 河合一君。

総務課長 栗原宏行議員の1点目の御質問、自治会支援についてお答えをいたします。

1つ目の、町より自治会に対して、消防団員、役員、委員などの議員の選出、推薦をどのくらい依頼しているかについてでございます。

本町では、各地区の区長さんに、消防団員、自衛防災隊員、交通安全協会役員、廃棄物減量等推進委員、民生・児童委員、体育推進員、スポーツ推進委員の7つの役員の選出、推薦依頼をさせていただき、選出された皆様の御理解と御協力の下、それぞれ御活動いただいております、心より感謝申し上げます。

2つ目の自治会支援策として、自治会助成や区長手当の見直しは、どのタイミングで誰が判断するかについてでございます。

自治会助成については、安八町地区活動に関する助成金等交付要綱に基づき自治会へ交付し、地域の実情に応じ、各自治会の裁量により御活用をいただいております、また区長手当についても、安八町区長設置に関する条例に基づき、規定の額を支給させていただいております。

これらは10年前に町と区長会役員とで協議され、現在に至っておりますので、現下の社会経済情勢、自治会の実情を鑑み、今後検討していく必要があると考えております。

続きまして、一部地域では自治会の加入率が低下しており、自治会が敬遠されることのないような負担軽減支援策を講じる必要があるのではについてでございます。

自治会は、地域住民による自主的な組織であるため、基本的には自治会が主体となって加入促進に取り組んでいただくことが必要であると考えております。

自治会は、環境美化をはじめ、防災、防犯、福祉など、地域社会を支える重要な役割を担っていただいておりますので、自治会活動の意義やメリットを地域住民の皆様に分かりやすく伝えたり、活動に工夫を凝らしたりして加入の呼びかけを行っていただき、自治会組織が活性化していくことを期待いたしております。

区長会としても、既にこの件を重大な課題として認識しておられ、今年度の研修では、日本一小さい村と言われる富山県舟橋村を訪問し、地域コミュニティの取組の重要性をテーマに研修され、若い世代が地域に入りやすい環境づくり、既存住民と転入者との情報共有と関係づくりなど、コミュニティの醸成策を学んでおられます。

町といたしましても、舟橋村のような自治会加入促進に向け積極的な取組を行っている他市町の例などを研究し、自治会へも情報提供してまいりたいと考えております。

引き続き2点目の、自治会運営に女性役員登用を奨励してはの質問についてお答えをいたします。

町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成30年に男女共同参画プランを作成し、固定的な性別役割分担の解消、政策・方針決定への男女共同参画の促進及び女性の活躍できる環境の整備などを具体的な目標として掲げ、各種取組を進めております。

そうしたことにより、各種団体、委員会の役員や委員等においては女性の割合が増えており、例えば、自治会経由で選出をいただいている民生・児童委員は女性の割合が7割に達しているほか、教育委員や社会教育委員のように女性の割合が半数に達している組織もございます。

一方で、これまでの慣習や地域環境によることもあり、女性の自治会運営への参画は現状では少なく、令和7年度現在、安八町における区長は26人中女性はゼロ人、副区長は69人中1人といった状況でございます。また、安八町に限らず、自治会役員は男性世帯主が就かれる慣習が多いことから、高齢の男性が役員を引き受けるケースが多くなっております。

女性が自治会運営に関わることは、女性からの視点や考え方、男性だけでは見落とされがちな細やかな配慮などが運営に反映できることとなり、新たな人材の発掘や、地域住民が自治会への関心を高めることにつながり、ひい

ては加入率の向上にも寄与するものと考えます。また、議員御指摘のとおり、各界各層で女性のトップ就任が普通のこととなり、若い世代においては男女の役割に関する意識が変わってきております。そうしたことから、今後、自治会における女性参画は徐々に増えていくものであらうと考えております。

町といたしましても、女性が参画されることのメリットや時代の流れを受け、各自治会において女性が参画しやすい環境づくりが進められ、男女の区別なく活躍できる仕組みがつくられることを期待しているところでございます。

以上、栗原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 栗原宏行君。

1 番 御返答ありがとうございます。

各種課題は多いかと思えますけど、既に課題として把握されておみえになりますので、今後は行動に変わるよう進めていきたいというふうに希望しております。

今回の自治会の問題に男女共同参画も解決策のヒントになるのではと考え、質問をさせていただきました。

追加で3点ほど、再質問をお願いします。

15年前、東日本大震災直後から絆という言葉が注目されました。人々のつながり方を問い直すきっかけになり、平時のありようも大切であることを学びました。

また、当町においても、9・12安八水害から50年目、改めて広域災害に備え、住民による自助・共助を強く訴えています。

そこで質問ですけど、いざ大規模災害で避難所の開設が必要になった場合、女性スタッフは必要かと思えますけど確保策は、他市町村では女性消防団員の活躍が散見されますが、当町においては女性防火クラブを開催されましたけど、どのようになっておりますでしょうか。

あと、各地区にある消防ホースの格納箱の消防ノズルの更新計画が御説明ありましたけど、目的、改善点が分かりましたらお知らせください。よろしくをお願いします。

議長 河合一君。

総務課長 栗原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初に、女性消防団員の入団ということでございます。

消防団員の選出につきましては、区長さんのほうにお願いをいたしております。選出要綱に性別の制限はしておりません。地域から女性の団員が選出されれば入団は可能でございます。

消防庁の統計によりますと、令和5年4月1日現在のデータでございますが、全国で2万8,000人の女性団員が活躍し、女性比率は3.7%と年々増加している状況でございます。女性団員は、希望に応じて消防訓練に参加するほか、ソフトで細やかな面を生かして、平時には消防団活動の後方支援として、火災予防の啓発をはじめ、初期消火や消火器の取扱い方法について住民に指導するほか、個人の経験や特性を生かし、ラッパを吹奏したり太鼓をたたいたりして、消防信号班、通称ラッパ隊としての活躍ができます。一方、有事には、消防団の後方支援として消火活動にも当たっていただきます。

今述べましたように、消防団は女性団員として多くの活躍の場がございますので、子育てを終えられた方、また消防・防災に興味がある方など、入団の希望があれば大いに歓迎するところでございます。

女性防火クラブが昨年解散をいたしたところでございますが、こちらの活動につきましては、各地域のほうでまた活用を図っていただければというふうに考えているところでございます。

現在、安八町では、防災会ということで安八町防災会を組織し、4月から稼働する予定でございます。現在10名以上の方に会員となっていただきまして、いろいろな来年度計画も立てていただいているところでございます。こういった方々の普及でもって各地域で地域防災を推進していただけるように、町としても協力をしていきたいというふうに考えております。

2点目に、避難所運営に係る女性の登用ということでございます。

議員が御懸念されますように、避難所の男女共同参画につきましては、災害対応力を強化する女性の視点、男女共同参画の視点から、防災・復興ガイドラインとして令和2年に内閣府から示されているところでございます。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害を踏まえ、女性への配慮に欠け、女性と男性のニーズの違いなど多くの課題が生じたことにより、防災会議委員の女性登用、また自主防災組織の女性の参画の促進、また避難所にお

ける男女のニーズの違い方、視点の違いによる女性専用の物干し場、更衣室や授乳室の設置、巡回警備や防犯ブザーの配布など、これらの計画、これらの改善を国のほうからも指導が来ているところがございます。

当町の取組といたしましては、ハード面では、臭いを遮断し衛生的なトイレとして、令和6年度に自動ラップ式トイレを3台導入し、今年度には20台の増大をしております。さらには、洋式トイレ4室を備えるトイレトレーラーも1台配備をいたしました。また、プライバシーを確保するためのテント式パーティションや応急トイレのテントなど、夜間照明にシルエットが映らない、透けないタイプのもを導入いたしております。これらを導入するときには町職員、女性職員6名で、昨年度いろいろ女性視点で避難所における必要なことを検討したところがございます。その場ではいろいろな課題が出たわけです。今、議員が言われるように、その場で出た課題について、今後検討を進めていくというふうに考えております。

最後に、消防ホースのノズルの関係でございます。

区長会の要望を受けまして、1人でも初期消火ができるように、地区要望で設置をいたしました50ミリの立ち上がり消火栓のノズルの交換でございます。来年度につきましては、500か所あるうちの250か所のノズルの先端を交換する予定でございます。こちらにつきましては、今までの女性防火クラブ経験者におきましては使用方法を学んでおられますが、クラブを経験してみえない方についてはこの操作については不慣れであります。このホースにかかる水圧は大変危険なものでございます。各地域で防災訓練、消火訓練などを計画していただきまして、この機器の取扱いについて慣れていただければというふうに思っておりますので、そちらのほうにはまた区長さんを通じて呼びかけてまいりたいと思います。

以上、栗原議員の再質問につきましてのお答えとさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 栗原宏行君。

1 番 大変御丁寧な御回答をありがとうございました。

ハード面等については、いろいろと整備が進んでおると思います。されど、これらの多くはマンパワーでないと機能しません。特に今後、男性目線のみならず、男女共同参画を通じて女性のお力もお借りしつつ、安心・安全なま

ちづくりになっていけばと思ひまして質問をさせていただきました。

今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長 6番 渡邊裕光君。

6番 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、私からは、子育て支援施設よつばの森開設についてを御質問させていただきます。

現在、ふたばこども園として利用されている施設は、令和8年4月より、子育て支援施設よつばの森として新たにスタートいたします。よつばの森には、子育て支援センター、こども誰でも通園制度、一時預かり事業、あすなろの園の4つの事業を行い、子供たちや保護者の皆様が安心して集い、交流できる温かい場所になってほしいという願ひを込められている事業だと思っております。

そこで質問でございます。

1点目、安八スマートインターができたことにより、施設近くの町道の交通量が多くなりました。さらに、施設への入り口が分かりにくいため安全とは言えません。地域の人や通行車両にも分かりやすくするためにも、施設の名称を明記した看板を取り付けてはどうでしょうか。

2点目でございます。広報「あんぱち」3月号に、こども誰でも通園制度、一時預かり事業の利用申請についての説明が記載されていましたが、申請が多い場合に対応できる準備はできておりますでしょうか。もし定員がある場合には、説明のところに明記されるとよかったですのではないのでしょうか。

3点目でございます。新年度予算案が2月27日に新聞で発表されました。子育て支援施設よつばの森の改修費など計上されていましたが、どのように改修されますか、また4月からの開設に間に合うでしょうか。

以上3点、こども家庭課長さん、御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長 こども家庭課長 田中弓さん。

こども家庭課長 渡邊裕光議員の御質問にお答えいたします。

議員1つ目の御質問、子育て支援施設よつばの森の案内看板につきましては、議員御指摘のとおり、町道から施設への道が細く、入り口が分かりにくいことも承知しております。このよつばの森は、子育て支援施設として誰もが気軽に利用していただく場所となりますので、案内看板の設置は必要と考えており、設置位置や大きさなど、道路担当課と協議しながら検討してまい

ります。

2つ目の御質問、この施設で一体的に行うことも誰でも通園と一時保育事業の利用定員につきましては、先ほどの西松幸子議員の御質問にもお答えしましたが、新しい事業であるため、保育士に係る負担軽減とともに、利用者が安心・安全に利用していただくために、一度に預かるお子さんの定員を当面は6名としたいと考えています。

利用申請の管理も、現在の一時保育の受付ノウハウを活用し、スムーズに行えるように準備を進めております。今後は、事業の利用案内方法などを掲載した分かりやすいパンフレットを作成し、役場庁舎や保健センターの窓口での対象者への配付、ホームページ等のウェブサイトに掲載するなど周知させていただきます。

最後に3つ目の御質問、施設の改修につきましては、新年度から設計及び改修工事を行います。現在もこども園として使用している施設でありますので、4月からの事業開始には問題ございません。まずは、あすなろの園を利用するお子さんが使いやすいトイレへの改修や保育室の壁紙の貼り替えなどを行い、そのほか良好な保育環境の維持、改善を図りたいと考えています。

今後、改修を進める中で整備が必要な箇所が多々出てくると思われれます。そうした箇所について順次整備を進め、令和9年4月には完全な形で機能させていきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問の回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

6番 田中課長、御答弁、誠にありがとうございました。

新しい事業でございますので、皆さんと力を合わせて、継続できるようにやっていただきたいというふうに思っております。

国のほうでは、2023年4月にこども家庭庁が立ち上がりまして、当町においても2年前にこども家庭課ができ、いろんな御苦労もあったというふうに思っております。子育て家庭のサポートを行うため、紙おむつ、粉ミルク無料配付等いろいろと事業を行っていただきました。誠にありがとうございました。

田中課長におかれましては、今月で定年を迎えられるということでお聞き

しております。今後とも安八町の子供たちのために御尽力を賜りますよう、心からお祈りを申し上げます。本当にお疲れさまでございました。

私のほうからは以上になります。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。11時15分として、25分から再開いたします。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時25分 再開)

議長 再開いたします。

---

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 傍嶋邦博君。

4 番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和8年3月2日月曜日、午後2時45分から。

出席者、委員10名、議会事務局長。

事件及び審査の結果、令和8年度議会報告会の役割分担について協議を行いました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

---

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第4号から日程第25、議第24号までは、各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 西松幸子さん。

3 番 民生文教常任委員会の報告を行います。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規

則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和8年3月4日水曜日、午前10時から。

出席者、委員10名、関係執行部全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第8号 安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例制定について、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第13号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第14号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算は、当委員会の関係分を審査した結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第17号 令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第18号 令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第19号 令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、議第20号 令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計予算は、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、委員会現地視察は、神戸町立下宮小学校体育館の空調設備と生活環境課窓口に設置されました番号案内表示システムを視察いたしました。以上です。

議長 総務産建常任委員長 石原英一君。

7番 総務産建常任委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記としまして、日時、令和8年3月5日木曜日、午前10時から。

出席者、委員全員出席、関係執行部のうち、山形税務課長補佐、土岐税務課長補佐、江森農政課長補佐が欠席。

付託事件及び審査の結果、議第4号 安八町行政手続条例の一部を改正す

る条例制定について、議第5号 安八町議員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の整備に関する条例制定について、議第6号 安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例制定について、議第7号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について、議第10号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、議第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）は、当委員会の関係分を審査した結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第15号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算は、当委員会の関係分を審査した結果、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第21号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第22号 令和8年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算、議第23号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについて、議第24号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他といたしまして、委員会現地視察は、県道間アクセス道路と牧地区の道路改良工事箇所を視察し、担当者から説明を受けました。以上です。

議長 以上で常任委員会報告を終わります。

---

議長 日程第5、議第4号 安八町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第6、議第5号 安八町職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第7、議第6号 安八町ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第8、議第7号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第9、議第8号 安八町重度心身障害者福祉年金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり決定しました。

---

議 長 日程第11、議第10号 安八町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例制定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題  
とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第12号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第14、議第13号 令和7年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第15、議第14号 令和7年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第16、議第15号 令和7年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第17、議第16号 令和8年度安八郡安八町一般会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第18、議第17号 令和8年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第19、議第18号 令和8年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第20、議第19号 令和8年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計  
予算を議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第21、議第20号 令和8年度安八郡安八町土地取得特別会計予算を議  
題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第22、議第21号 令和8年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題と  
します。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第23、議第22号 令和8年度安八郡安八町公共下水道事業会計予算を  
議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第24、議第23号 安八町公共下水道事業会計予算への繰入れについてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第25、議第24号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第26、議第25号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 河合一君。

総務課長 議案書の9ページをお願いいたします。

議第25号につきまして御説明申し上げます。

議第25号 令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第13号）。

令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,875万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億129万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年3月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして11ページ。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円となっております。上段が歳入、下段が歳出でございます。

いずれも、補正前の額78億8,254万7,000円にそれぞれ1,875万円を追加し、79億129万7,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

議第12号、一般会計補正予算(第12号)の繰越明許費に本件の追加をお願いするものでございます。

下段の13ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

中段の款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額938万円につきましては、今回の補正に伴う財源調整のため、基金から繰り入れるものでございます。

最下段の3. 歳出でございます。

款、項とも消防費、目、災害対策費、補正額1,875万円、財源内訳、特定財源の国県支出金のうち、国庫支出金937万円は、地域未来交付金(地域防災緊急整備型)でございます。

節区分、備品購入費は、簡易ベッド、テント式パーティション、簡易テント、ベビーケアルーム、ポータブル電源などの備品購入費1,875万円でございます。

こちらの事業費は、今年度中の発注にいとまがなく、予算執行が困難なため、12ページにありますように、全額の繰越しをお願いするものでございます。本事業は、避難生活における居住環境を整備し、地域防災力の向上に努めるとともに、避難者のプライバシーと健康を確保し、災害時における女性への配慮、災害関連死の予防につなげるものでございます。なお、これらの備蓄品は、平時には各種イベント、訓練にて積極的に活用し、災害時に初動から違和感なく機動的に使用できるよう体制を構築してまいります。

以上、令和7年度安八郡安八町一般会計補正予算（第13号）につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和8年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。

(閉会時間 午前11時48分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月13日

議 長            大 平 文 雄

議 員            渡 辺 康 司

議 員            西 松 幸 子